

令和6年12月橋本市議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月3日（火）

議事日程第3号

令和6年12月3日（火） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番8	2番	板橋真弓君	86
順番9	13番	田中和仁君	94
順番10	14番	南出昌彦君	106
順番11	11番	岡本安弘君	116
順番12	10番	垣内憲一君	120
順番13	12番	小林弘君	126

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	井上稔章君
総務部長	中岡勝則君	経済推進部長	三浦康広君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	久保雅裕君	危機管理監	大岡久子君
建設部長	西前克彦君	会計管理者	兼井和彦君
上下水道部長	堤健君	教育部長	岡一行君

消 防 長 永 井 智 之 君
選挙管理委員会事務局長 辻 本 昌 亮 君
財 政 課 長 三 嶋 信 史 君

病院事務局長 池之内 正 行 君
監査委員事務局長 岩 坪 恭 子 君
政策企画課長 辻 本 真 吾 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福 井 直 記
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 笹 山 奨
書 記 諸 田 泰 己

(午前9時30分 開議)

○議長（森下伸吾君）おはようございます。
ただ今の出席議員は17人で定足数に達して
おります。

○議長（森下伸吾君）これより会議を開きま
す。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）日程第1 会議録署名
議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条
の規定により、議長において、3番 岡本君、
17番 石橋君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（森下伸吾君）日程第2 一般質問を
行います。

順番8、2番 板橋君。

〔2番（板橋真弓君）登壇〕

○2番（板橋真弓君）皆さま、おはようござ
います。本日トップバッターということで
少々緊張しておりますが、元気いっぱい頑張
ってまいりたいと思いますので、よろしくお
願います。

それでは、ただ今、議長のお許しを頂きま
したので、一般質問をさせていただきます。
今回は2項目です。

一つ目は、防災ラジオの活用について。

去る10月21日の昼頃、市内在住のお宅にN

TTをかたる不審な電話がかかってくる事案
が発生した。近所の住民によると、同日に同
住宅街で四、五件同様の電話が軒並みかかっ
ていたことが判明。同日、別の地域の高齢者
宅にも同様の電話がかかり、誘導に沿って聞
かれたこと全てに回答してしまい、後からと
ても心配になり友人に相談する事態になった
という。また、この住宅街周辺では9月はじ
めにも、「近所の住宅のお宅で工事をしている。
お宅の屋根が浮いているのが見えた。早く直
したほうがよい」と言って屋根瓦の修理を勧
める、25歳ぐらいで上下作業服の怪しい男の
訪問があったという。近所の住民に確かめると
実際に工事は行われていなかったことから、
犯罪の下調べの可能性が高い。

最近ニュースで話題になっている闇バイト
では、指示役が通信アプリを使って実行役に
指示を送り、独り暮らしや高齢者宅に窓ガラ
スを割るなどして侵入し、簡単に強盗殺人な
どの犯罪に及ぶ事件が頻発している。こうし
た犯罪を未然に防ぎ、市民の生命と財産、暮
らしを守るためには、情報の提供や注意喚起
が必要だと考える。幸い今年度より希望する
家庭に防災ラジオ、戸別受信機ですが、全戸
配布されている。この防災ラジオを活用して
防犯の啓発を行ってはいかがか。

1、防災ラジオの配布件数と活用の現状(取
決め)と課題について。

2、主に小学生などは遊びに夢中になりや
すいため、夕方5時の時報(夕焼け小焼け)

を帰宅の合図にしていた家庭が多かったが、防災行政無線の廃止に伴って時報がなくなってしまい、特に時計が読めない低学年などの児童の保護者から困っているとの声が上がっている。また、農作業に携わる方などから、昼12時の時報がなくなって不便との声もある。12時や5時の時報に代わる市民サービスはできないか。

2項目めは、G I G Aスクール端末の更新について。

G I G Aスクール構想で児童生徒1人1台配備された端末は、今年8月現在、全国で950万台にのぼる。今年度より更新がスタートし、同時に大量の端末処分が発生する。特に来年度は68%の自治体が更新を迎えるとのこと。国は2023年10月、文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で「G I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」として、G I G Aスクール端末の処分方法についての方針を発表した。

近年、使用済みパソコンの回収後、4割近くが海外輸出され途上国で不法投棄されるなど環境汚染を引き起こし国際問題化していることから、国際条約（バーゼル条約）の改正により2025年1月以降、政府間合意のない輸出は原則禁止となった。

国は、G I G Aスクール端末は国費で購入し教育現場で使用という性質からも、国内循環が担保された小型家電リサイクル法等の遵守を義務づけている。また、行政機関で使用した端末のデータ消去に関する認識が不十分なまま処分したことにより、データ漏えい等の事故が発生し社会問題化した事例もあることから、子どもたちの大事な情報等が漏えいしないよう適正な処分をG I G Aスクール端末購入の補助金要綱とし、処分計画の策定と公表を義務づけている。

国の方針に従って端末が適切に再使用・再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱の対象外となる可能性がある。また、子どもたちや家族の個人情報に漏えいするリスクも懸念される。そこで、本市のG I G Aスクール端末の更新についての取組みについて伺う。

1、来年度以降、買換え及び処分するG I G Aスクール端末の台数は。

2、適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組みについて。

以上2項目を私の壇上からの一般質問とさせていただきます。明快なご答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君の質問項目1、防災ラジオの活用に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（大岡久子君）登壇〕

○危機管理監（大岡久子君）おはようございます。

防災ラジオの活用についてお答えします。

一点目の防災ラジオと表現されている戸別受信機の配布数ですが、11月18日時点で、申請書の回答のあった世帯数は2万336世帯、全世帯数2万7,472世帯に対して74.0%の回答率です。そのうち、戸別受信機の貸与を希望した世帯数は1万2,265世帯、全世帯数に対し44.6%の配布率となっています。

次に活用の現状ですが、市では防災、国民保護及び行方不明者に関する市民の生命を守るための放送、無線設備が機能していることの確認としての12時と17時のミュージックチャイム放送、教育委員会からの依頼による14時30分の見守り放送を配信しています。また、防犯に関する放送については、橋本・かつらぎ両警察署との覚書に基づき、要請があった場合に配信をしています。

次に課題ですが、戸別受信機は防災に関する情報を確実に取得していただくため配布していることから、情報配信の頻度が受け手側の許容を越えることにより市民が戸別受信機からの放送を聞こえないように電源を切っしまい、いざというときに役立たなくなことを危惧すること、また、戸別受信機、防災はしもとメールなどの防災情報を取得できる環境を一つも持たれていない市民等の掘り起こしが必要と考えています。

次に二点目の12時と17時の時報に代わる市民サービスの提供についてですが、戸別受信機では継続して行っていますが、これはさきにも述べたとおり電波受信確認のためであり、本年9月末まで放送していた屋外拡声子局は現在、経年による設備老朽のため順次撤去作業を進めており、今年度中に完了する見込みであることから、市内全域を対象とした屋外放送はできません。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）まずはじめに不審な電話について、実際に住民のお宅の留守番電話を聞かせていただきました。音声では流せないで私が再現しますと、「こちらはNTTドコモです。きさまの携帯電話は本日で利用停止されます。詳しくは1を押してください」という感じで始まります。相談者の方は「きさま」でおかしいというふうにして思わず受話器を置いたとのことで事なきを得ましたが、やっぱり心配なのは高齢者の方や独り暮らしの方です。慌ててしまったり、すぐに相談できない状況で、防犯上とても心配です。

次に画像をご覧ください。これは11月3日付の読売新聞の記事です。見出しに、「住人縛り強盗致傷容疑。警視庁29歳逮捕『Xで支持された』」とあります。Xで知り合った人物か

ら空き巣に入るよう指示された、いわゆる闇バイトの実行役は「金を持ち逃げした家。詐欺師だからぼこぼこに。被害届は出せない。警察を呼べない」など虚偽の安心情報を指示役から吹き込まれ、窓ガラスを割って侵入。数時間物色し見つかったので殴る、蹴るなどして金を盗んだとのことです。近所の住民によると、周辺では二、三か月前、屋根瓦の修理を勧める業者の訪問があったという内容です。

これ以降も同様の事件は増加し頻発化しています。警察庁によると、リフォームや不用品回収業者を装う不審な業者の突然の訪問は空き巣の下見の可能性が高いということで、また、従来の押売など悪質商法や特殊詐欺のおそれもあり、被害に遭わぬよう防犯意識を高めてほしいと呼びかけています。今回の電話もそうですが、屋根修理業者も橋本市に来ています。つい最近、私の家にも「要らないものはありませんか」と言って、買取業者を名のる男の人が突然インターホンを鳴らして訪問してきました。怪しい、これも下調べかもということで、最近起こり得る闇バイト強盗、本当に怖いです。

防犯カメラや防犯グッズが売れているというのを聞きます。このような犯罪を未然に防ぐために、また、市民の不安を払拭するためにいち早く情報を共有して守り合うという意味で、今回、戸別受信機、防災ラジオの活用が有効と思い一般質問をしました。

それでは、再質問させていただきます。

戸別受信機の放送基準が防災、国民保護及び市民の生命を守るため、有事に備えての配備ということは分かりました。ただ、今回のような個人情報集めが即、殺人につながりかねない状況では、市民の命を守るという基準に当てはまるものではありませんか。緊急性があるのではと考えますが、その点はいかがで

しょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）質問にお答えいたします。

警察署のほうで緊急性があると判断された場合には、要請により戸別受信機等から防犯に対する情報発信を行います。また、緊急性がない場合につきましては、市の防犯担当または消費生活センター等と調整を行いまして、橋本市の公式LINEや防災はしもとメールによる啓発を行うこととしています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ご答弁では防犯については警察署との覚書に基づいて要請があったときのみ配信ということでしたが、具体的にはどんな形でどのような配信をされているのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

警察署からは、市民の生命や財産に関わることで緊急に周知しなければならない事案が発生した場合におきましては、無線通報依頼書というものをご提出いただきまして配信を行っております。ただ、この依頼書を提出する時間的余裕がない本当に緊急の場合につきましては、電話やファクスによって依頼を頂きまして配信も行っております。

また、配信内容につきましては、行方不明者の捜索依頼や発見時の放送、強盗殺人事件など凶悪犯罪の被疑者が現場から逃走した場合、また、特殊詐欺や悪質商法等の被害が予想される場合の警戒広報となっています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）市民の素朴な疑問として、よく行方不明になって捜索のラジオが流れてきたりする場合に、行方不明になってすぐ呼びかけたら探せるのに、何で遅いんやと

というような声とかを聞いたことがあるのですけれども、その答えとして行方不明の捜査の呼びかけも、個人情報公表とか家族の意向であるとか様々な判断をした上で警察からの要請を受けて放送するのですぐに放送できないことがあるというのはお聞きしたことがあります。

それでは、今まで特殊詐欺とか悪質な商法への警戒配信などはありましたでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

今年度につきましては、警察署からの要請を受けまして7月、1件配信をいたしました。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）要請や依頼があった場合のみ放送ということですが、何でもかんでも流していざというとき役に立たないのはやっぱり本末転倒ということも分かるんですけども、今回のような場合、スピード感を持って犯罪の未然防止措置として、防犯上の限定した新たな取決めというのはできないのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

既に橋本・かつらぎ両警察署と防犯を含む取決めをした上で運用をしています。ですので、特に新たな取決めの必要はないものと考えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）全体で流すということは難しいとしても、視点を変えて、放送は一部の地域だけに流すことというのは可能でしょうか。可能であれば、せめてその地域だけに情報共有ができればと考えますが、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

現在、大字単位での地区放送が可能となっています。その地区別放送に必要な権限につきましては、各区自治会長さまにお渡しをしております。既に一部の地域では地区放送を行っておられまして、各地区が必要とする情報を各区自治会におきまして配信をさせていただいております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）自治会を通じて自主放送として活用できれば、有事のときにも役に立ちます。日頃より慣れておくことも大切です。今回のような防犯を呼びかける放送も可能とのことで安心しました。

地域の自主防犯活動への取組みにかなり地域差があると思うんですけども、今回の相談者をはじめ住民の多くの方は地区別放送について知らないと思います。区長会では既に周知されているとのことですが、特に新興住宅地等では自治会長や役員が1年交代のところも多いので、年度当初に再度、各区自治会長に区長会等で防災ラジオを活用して、情報共有のため防犯などの呼びかけができることを地域住民に周知徹底していただけるようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

議員おただしのことはごもつともかと思えますので、継続して周知をしまいたいと思います。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

次に、今回のご答弁で12時と17時のミュージックチャイム放送というんですね、電波受信の確認のためやったということをはじめで知りました。先日のまなびの日に何人もの若

いお母さんのほうから声が上がっていた案件です。日照時間が長い夏場だけでも学校の放送で流すことはできませんか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校の放送チャイムは、学校内で始業時刻とか終業時刻を知らせるための用途であります。また、放送の音量も周囲にお住まいの方に気を遣って、大き過ぎない音量やチャイムを鳴らしている現状でございます。ですので、聞こえる範囲も限られるため、学校での放送で流すということはいたしかねると考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）昔、小学校とかで帰りの歌が流れたような記憶があったんですけども、最近はやっぱり近隣への配慮とあっていろいろ問題もあるのかなというふうに思います。なかなか文字というか時計が読めない低学年とかその辺の方の保護者とかは、工夫していただかないと仕方がないということですかね。

続いて、次の質問に移ります。防災情報を取得できるツールを一つも持たれていない市民はどのくらいいると想定されますか。自宅にいるときとか外出を考えると、ツールは重複して幾つも持っていてもいいぐらいかなというふうに思いますが、特に高齢者、また独り暮らしの方には絶対必要だと思います。今後、戸別受信機の配布促進のためにどのような対策を取られますか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

本市の防災情報を取得するためのツールを一つも持たれていない市民の総数についてですが、戸別受信機貸与の回答がなかった26%

の世帯が不明とは思いますが、回答がないからといってお持ちでないとは言いきれないと考えます。情報取得手段として戸別受信機のほかに現在、橋本市公式LINE、防災はしもとメール等の活用も並行して行っているところではございますが、活用の実数が把握できていないというのが実情でございます。そのため、一つ以上の情報取得手段の確保については必須と考えていますので、自主防災組織等と一緒に防災講話などを引き続き啓発をしてみたいと考えています。

また、議員の皆さまにおかれましても、住民の皆さまと接する機会、関わる機会等も多いと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）なかなか正確な数というのは把握できないというのも分かります。地域住民、特に高齢者とか独り暮らしの世帯こそ戸別受信機が必要、防災情報とか防犯情報をいち早く知らせる必要があると思いますので、私たち議員も接する機会が多いので、近所の方で情報が行ってないかなというようなお宅があったら必ず勧めるように、共々に啓発に尽力してみたいと思います。

これで1項目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、GIGAスクール端末の更新に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）GIGAスクール端末の更新についてお答えします。

本年1月に文部科学省からGIGA第2期における端末更新についての指針が示され、端末の共同調達会議への参加や共同調達、最低スペック基準を満たすことなどが補助要件とされました。

6月には、和歌山県及び市町村を構成員として、GIGAスクール構想第2期の1人1台端末の更新に伴う共同調達を円滑に実施するため公立学校情報機器共同調達部会が設置され、現在、調達方法や仕様書等の検討をしているところです。

一点目の買換え及び処分するGIGAスクール端末の台数についてですが、GIGA第2期として令和7年度の購入予定台数は、補助対象となる予備機を含め4,362台を想定しています。これに対し処分する端末は、GIGAスクール構想第1期として調達した約4,000台を予定しています。

次に、二点目の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組みについてですが、文部科学省からの通知にもありましたが、端末を廃棄する場合は産業廃棄物となり、本市には処理の責任が生じます。端末処理にあたり個人情報の漏えい、不法投棄や不正に海外へ輸出されることがないように適正に処理する必要があります。

現在、公立学校情報機器共同調達部会におきまして、GIGA第2期の仕様書の作成を進めている中、既存端末のデータ消去の証明書発行を求めるなど、適正な廃棄処分がなされることを明記した仕様書となるよう意見を出しているところです。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）まず最初に、画像をご覧ください。GIGAスクール端末更新についての国の添付資料の一部を紹介します。

これは、2020年8月時点のMM総研によるGIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備調査の調達時期別の端末台数の表です。更新端末、トータルで652万台のうち来年度は443万台ということで、全体の68%が更新を実

施するという調査結果です。真ん中にどんと、来年がブーンと伸びているんですけども、橋本市もこの中に入っているということですね。

続いて、これはガーナ国に輸出されたパソコンの処分風景です。思い切り燃やしていますけれども、近年、不法投棄や不正な海外輸出で、国内1,000万台のパソコン処分需要の約4割が海外に輸出され、不適切な処置が多発しています。それが国際問題化しているということです。

その対策としてバーゼル法、特定の有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律ということで、これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境保護することを目的とした条約の国内法ということで、そのバーゼル法の改正で新たに、今までは有害なものだけやったんですけども、非有害な電気・電子機器廃棄物（e-waste）を規制対象に追加することが決定しました。来年、2025年1月以降は、政府間の合意がない限り輸出は原則禁止となるということで、使用済み端末にはレアメタル等の有用な金属資源が多く含まれていることから、適正な再資源化を推進することを背景として、2023年10月に文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知として適正な処分要件を義務づけ、端末の更新にあたって小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者への処理委託で、再使用または再資源化を促進することとしています。

特に懸念されるのが、子どもたちや家族の個人情報の漏えいです。確実なデータ消去が必要ということです。G I G A端末の記憶媒体というのはSSDであって、物理破壊しても、バーンとタブレットを壊してもデータ復元は可能ということで、その下にある四角で囲んでいるところは、世界シェアトップのデータ消去ソフト会社によるG I G A端末に残存するデータの調査結果ということで、どん

なものが残って、どういうところの情報が漏れるのかということなんですけども、一番左が写真に位置情報ですね。2番目がネットワーク情報。3番目がアプリ内にある履歴ということで、例えば悩みの相談とか、そういったところの会話とか受けたアドバイスなども、それが含まれていたりとかして、そういうのも情報が漏れるという場合もあります。四つ目はパスワードの情報ということが挙げられます。

最後なんですけど、情報漏えいにより知事・市町村長が謝罪会見した事例ということで、左のほうは、2019年12月、神奈川県の内務省に関する個人・法人情報、公共事業のいろんな書類、職員の評定や公共施設整備に関する図面など、本当に世界でも例に見ないというぐらい大量の秘密情報の流出による黒岩知事が謝罪している写真です。

右は、2024年4月、札幌市内の中学校の20代の女性教諭ということなんですけども、生徒の個人情報が記された書類を上司の許可なく職員室から持ち出して、体育館にうっかり置き忘れてしまった。生徒がスマホで撮影した画像がSNSでネット上に流出してしまった。その際に特定の生徒が「低学力」やとか「嫌われている」などと書かれた内容が写っておって、それを山根教育長や秋元市長が謝罪会見をすると。絶対あってはならないことですが、ないとは思いますが、情報漏えいの防止の徹底をお願いします。

以上を踏まえた上で再質問させていただきます。ご答弁によりますと本市も来年度の買換えということで、4,000台処分の4,362台購入で、1度に調達は間に合いますか。確認ですが、予備機が362台、4,000引いたら、ということよろしいでしょうか。予備機はどういった場合に活用されますか。数は十分ですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

共同調達のOS別の作業部会におきまして、本市の希望台数等を含めて、構成するほかの自治体の希望台数も合わせて公告をしまして納入業者が決定をされます。当然のことなんですけども納期には間に合わせていただくように、県担当課には逐次調整をしていきます。

調達予定台数の4,362台は、来年度の児童見込数、今3,794人と見込んでいるんですけど、それにプラスアルファで15%分が予備機となります。ですので、予備費は約560台想定しています。

予備機は、端末の故障時などにおいても児童生徒の学びを止めない観点から活用できるように準備をするものです。予備機15%は補助対象の上限台数で、児童生徒用は確保できると考えています。数は十分と考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）今の説明ですと間に合わせると。間に合わしてもらわないと困るんですよね。県の公立学校情報機器共同調達部会、県でまとめて調達するというので、本市の担当者も入るということですね。端末購入取扱業者についても選定されるということなんですけれども、端末の処分についてもきちんとしていただけるかどうか、管理というか、その辺のきちっと確認というところをしていただけるのかということによろしいでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）調達部会は、県及び市町村の教育情報化担当課長で構成されておりまして、OSごとの作業部会は自治体の担当で構成されています。共同調達部会におきまして端末の調達方法や仕様書が確定さ

れてから公告事業者が決定されます。GIGAの第1期で調達している端末につきましては、壇上の答弁で申し上げたとおり、現在作成を進めております第2期の仕様書に既存端末のデータ消去の証明書、リサイクル作業証明書の発行などを求めるなど、適正な廃棄処分がなされることを明記した仕様書となるように意見を出しているところです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）直接業者と交渉するというわけではないので、そういった証明書が頼りになるかなというふうに思います。きっちり間に合わせていただけるようによろしくお願いいたします。

最も懸念されるというのはやっぱり子どもたちの個人データの漏えいということで、既存端末のデータ消去の証明書発行って先ほども言っていたように、リサイクル作業とかもきっちり証明書を発行していただけるということで、スムーズな更新となるようによろしくお願いいたします。

最後に、GIGAスクール構想5年目を迎えて、教職員をはじめ児童生徒もタブレットの扱いにも慣れてきた頃かと思いますが、タブレットを持ち帰って宿題とか家庭学習に使用することはお考えですか。また、家庭のWi-Fi環境などはどうなっていますか。環境が整っているのであれば、5年であつという間に買換えという形になったので、5年で買い換えれるタブレットということで、持ち帰りは不登校児童生徒への対応の面でもかなり有用だと考えるんですけども、その点についてはいかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

タブレットを持ち帰って宿題や家庭学習に使用することにつきましては、導入当初から

実現したいと考えていましたが、過去の調査によれば、小・中学生のいる家庭のうち約1割の家庭でWi-Fi環境が整っていないことが分かり、全ての家庭に通信用環境を準備することが困難でした。これを受けまして、引き続き家庭の通信用モバイルルーターの貸出しは検討しているところです。どの家庭におきまして、インターネットに接続して家庭学習できる環境を構築していきたいと考えています。そうすることでネットを利用しました学習環境や学習ツールなどをいつでも提供することが可能になり、議員ご指摘のとおり、不登校児童対策をはじめとしまして、全ての子どもたちに個別最適な学習環境を提供できるものと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）5年たっていて、やっぱりICTのよさである家庭に持ち帰れるというところはかなり重要なと思います。私の孫、小学校1年生なんですけど吹田市に住んでいまして、入学してすぐにタブレットを持って帰ってきて、中身、ソフトとかいろいろ入っているんですけど、夢中になって時間を忘れるぐらい一生懸命やっていて、そんなに楽しいんやなという感想を見てて思ったりしましたので、橋本市の子どもたちにもぜひそういった環境を準備していただければなど。そういう方向には考えていただいているということなんですけれども、1割の家庭がWi-Fi環境が整っていないと過去の調査であったということなんですけども、今回3,794人の1割ということで、だいたい380台分のWi-Fi環境を整えるということではいんでしょうか。それを整えるにはどれぐらいの予算で、いつまでにルーターの貸出し、タブレットの持ち帰りが可能になりますか。お答えできますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）Wi-Fi環境が整っていないご家庭はコロナのときに調査をさせてもらっていますので、また今度、2期の端末を導入する際に改めてその調査を行わせていただく予定なんですけども、予算につきましては今現在、当初予算の要求をヒアリング、財政課としておりまして、査定が当然皆さまにご審議賜っていないので申し上げにくいところがあるんですけども、台数としまして約300台のモバイルルーターの端末と、それに伴う通信料を要求しているところです。そのような形で、環境が整っていない生徒児童の家庭に調達次第使っていただくように、2年後になりますけども予定しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）来年度は端末更新ということで、いろいろ手続きも、教育委員会かなりオーバー気味にはなるかとは思いますが、スムーズに進むように、子どもたちがGIGAスクール構想で、いつでもどこでも主体的な学びができる環境整備をどうかよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩をいたします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、13番 田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）皆さん、こんにちは。

一般質問をさせていただきます。

令和6年の能登半島地震及び9月の能登半島豪雨は甚大な被害をもたらしました。犠牲になられた方、被災された方に、心からお見舞い申し上げます。

先日、11月11日に災害ボランティアとして能登半島の一番先端にあります珠洲市へ行ってまいりました。そこで見て、聞いて、感じたものを一般質問させていただきたいと思っております。

この災害以来、半島防災の必要性が一層注視されています。海に囲まれ山間部が多いという地域特性は紀伊半島にも当てはまります。これまで通常の防災については様々な取り組みが行われてきましたが、半島防災という視点では橋本市だけではなく広域での視野が求められ、これまでにない課題が浮かび上がると考えます。

能登半島では、半島の奥に行くほど被害が大きく、能登市から先は主要道路の損傷が激しく、応急処置された道路を通行するには非常に長い時間がかかりました。私が訪問したときは、能登市にある日本航空能登学園ベースキャンプまで自家用車で移動し、災害ボランティア用のバスに乗り換えてようやく珠洲市に到着しました。橋本市から珠洲市へは車で片道約10時間という行程でした。このような半島の距離と道路状況の悪さが復興の遅れに直接的に影響していると感じました。

橋本市は紀伊半島の付け根に位置し、重要なベースキャンプとなります。人材や物資を輸送する拠点としての役割は非常に大きいです。本市として能登半島地震における復興の遅れをどのように分析されていますか。また、橋本市に置き換えた場合、具体的な課題として何が考えられますでしょうか。

答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君の質問、

能登半島地震から学ぶ半島防災に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（大岡久子君）登壇〕

○危機管理監（大岡久子君）能登半島地震から学ぶ半島防災についてお答えします。

能登半島と紀伊半島とは、地理的にも交通基盤的にも共通点が多いと考えており、能登半島地震での取り組みや防災対策を検証することは、今後発生が懸念される南海トラフ地震、また中央構造線断層帯地震等における減災対策にもつながると考えています。

まず、復興の遅れについてですが、1月の地震、9月の豪雨という度重なる大災害に見舞われたことも要因の一つと考えますが、もともと道路の数が少ないという半島特有の交通状況により、主要道路の損壊が人及び物資輸送の大きな支障となり、インフラ復旧の遅れにつながり、これが今も復興への遅れにつながっていると考えています。

次に、本市に置き換えた場合の具体的な課題についてですが、一つ目は、本市は紀伊半島内陸部に位置するという地理的条件から、幹線道路の寸断により陸路での救助部隊・救援物資の輸送に支障が生じること、二つ目は、他市町村からの応援職員やボランティア等を受け入れるための宿泊場所等が少なく、確保が困難なことが課題と考えています。

和歌山県では、「能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の検証結果」の中間報告を10月にまとめて公表しており、この中でもこれらの課題が挙げられています。

これらの課題は本市だけでなく、広域的に対応を図る必要があることから、災害時には、国、県、自衛隊、近隣市町村、協定締結市町及び協定締結事業者等とも連携をしながら対応に努めたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問

ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君） 答弁ありがとうございます。答弁いただいた内容についての認識はほとんど差異はありませんでした。それで私も同じように捉えております。

それでは、再質問ですけれども、従来の防災、それから半島防災について、今の現状の進捗でありますとか対策状況についてお伺いしていきたいと思うんです。

写真、スライドをお願いいたします。私が行ってきたのは珠洲市、赤い点のところ、能登半島の一番先です。ここに行ってみりました。一番気になりましたのはインフラの損害状態ですね、損傷状態。

上下水道部にお伺いします。インフラの耐震化について進捗状況はいかがでしょう。上下水道の浄水場、下水処理場、管路の耐震化率は。それから中継タンク、いわゆる配水池の耐震化率は。そして、電力が遮断されてしまった場合の浄水場、配水池、給水ポンプの非常用電源は準備できていますか。お願いいたします。

○議長（森下伸吾君） 上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君） まず、耐震化についてお答えいたします。水道は浄水場が50%、配水池が約81%、重要給水拠点に係る基幹管路が約41%です。公共下水道は、県が管理する伊都浄化センターが100%、下水道管路総延長に対する耐震化率が約57%です。

次に、停電対策についてお答えします。水道の浄水場や給水エリアを多く受け持つ重要な中継ポンプ場などは非常用発電設備を備えています。以外の小規模施設は、保有する可搬式発電機や一部リースなどで対応する計画としています。公共下水道の一番多くのエリアを受け持つ小峰台中継ポンプ場は、非常用発電設備を備えています。それ以外のポンプ

場やマンホールポンプ場は、保有する可搬式発電機などで対応する計画としております。

○議長（森下伸吾君） 13番 田中君。

○13番（田中和仁君） ありがとうございます。

先ほどの写真はマンホールが飛び出しているということで、下水道が見渡す限りマンホールが飛び出していて、1キロ、2キロ先ぐらいまでずっと下水道が損傷されている状況が気になりました。ポイントとしては各施設と、それから管路ということになると思うんですけれども、管路の場合は総延長が非常に長くお金がかかるということで、順次、計画的にいただいているという状況で把握しています。

次の質問に参ります。

写真をお願いします。ピンぼけで申し訳ないんですけど、のと里山海道といういわゆる高速道路ですね。これが対面通行になってまして、本来は2車線、2車線で4車線あるんですけれども、路肩も損傷していて、それから道が崩れてなくなっているのを、それを迂回するように無理やり道をつけてあるということで、スピードも出ないということで非常に時間がかかったという記憶があります。

そこで、道路、橋梁についての耐震化の現状と、それに対する災害対応の想定についてお伺いします。

○議長（森下伸吾君） 建設部長。

○建設部長（西前克彦君） 道路、橋梁についてお答えします。

橋梁は、それぞれの設計年度に見合った耐震基準に基づき設計、工事を行っており、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、大きな地震による被害状況を踏まえ設計基準が見直されています。国の方針としましては、緊急輸送道路等の橋梁における耐震化を推奨していますが、現在、橋本市においては橋梁の長寿命化事業を優先して取り組んでいるところ

です。

次に災害対応については、南海トラフ地震などの巨大地震が発生したときには緊急輸送道路の機能確認が必要となります。緊急輸送道路の整合を取り、事前に選定した優先して道路啓開を行うルートについては県や国が主体となり、建設業協会や測量設計協会などと連携し、被災状況や被災規模、通行の可否など道路啓開上の情報を把握するとともに、人員や機材を確保した上で調査や啓開作業が行われます。

また、本市においても県と情報共有をしながら、道路啓開ルート以外の被災状況や通行できない区間の把握に努め、確実に救助活動や防災拠点から各避難所へ物資輸送ができるよう、市内建設業者と連携して啓開作業に取り組みます。並びに、孤立集落の有無や迂回路の確認なども行いながら、救助や受援体制を整えるために必要な情報発信も重要と考えています。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

主要道路については、国・県が今耐震化を進めていただいているというところであるんですけども、市道とか市の保有する橋梁については長寿命化を優先されているということですね。非常にたくさんあってお金もかかるということで、直ちに耐震化するというのは現実的ではない、非常に難しいということで理解しました。

次の質問です。ため池についての耐震化の現状と、それに対する災害対応の想定についてお伺いします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）ため池についての耐震化ですが、本市の防災重点農業用ため池、177池あるんですが、現在、耐震化対策済みのものは1箇所、工事中のものが1箇所となっ

ています。残りの175池については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に、地震又は豪雨による決壊の危険性の評価を防災工事の必要性についての判断に資するために行うと定義されています。和歌山県の方針により、まず決壊の可能性の高い豪雨評価を実施し、防災工事が必要なものについて地震評価を行い工事を実施することとなっています。本市では現在、豪雨評価を実施中となっております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。ため池につきましては越水が一番危ない、乗り越えることで土手が崩れてしまうということで、豪雨評価ということをしていただいているというふうにお答えを頂戴しました。ありがとうございます。

続けて参ります。能登半島地震において被害状況の把握や捜索・救助活動、物資輸送など、様々な場面でドローンが非常に有効であったと伺いました。一方で、現在橋本市には災害時に活用できるドローンがないと聞いております。

そこでお伺いします。今後、ドローンの導入に向けた具体的な計画はございますか。また、ドローンを運用する操縦士の養成計画についても併せてお聞かせください。

○議長（森下伸吾君）消防長。

○消防長（永井智之君）ドローンの導入及び操縦士養成計画についてお答えいたします。

消防本部では、火災、捜索、救助、土砂災害など様々な災害における消防活動の効率化と職員の安全確保を目的に、令和7年度にドローンの導入を計画しています。また、令和7年度に運用を開始するため、同年度に操縦士を3名養成、令和9年度を目標に合計7名の操縦士の養成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）消防のほうで導入いただいている予定だということで、ありがとうございます。ドローンが非常に進化してきました、それと資格というのがいろいろ細分化されているんですね。資格も農業用、それから測量用、広告、映画用と分かれていて、防災について言いますと、ドローン防災技能士、災害救助用のドローン操縦士、防災用空撮ドローン操作技術者、ドローンを活用した防災訓練講師、これだけの資格があるということですよね。消防でお答えを頂いたんですけども、私は危機管理でいかがですかというふうに何度か伺いましたんですけども、消防というのは橋本市の中に含まれますので、もちろん消防が取っていただければ大丈夫だということを確認してはいるんですけども、技能集団ということを考えますと、こういった資格を危機管理でも取っていただけたらなというふうに思いました。これは要望です。

写真をお願いいたします。これは災害ボランティアで泥をすくいに行った隣の家、すぐ隣の家なんですけども倒壊している。伺いたいの、再質問ですけども、住宅の耐震化について伺います。橋本市の現在の住宅耐震化率を教えてください。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）住宅の耐震化率は、5年ごとに実施される住宅土地統計調査により全国的な指標として示されています。橋本市の耐震化率は80%で、これは令和2年に公表されたものになります。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）令和2年の数値ですからもう少し上がっているというふうに認識しました。珠洲市へ行きましても、やっぱり新耐震基準以前に建てられた家屋がこのように

倒壊してしまっているということが目につきました。ということで、橋本市では耐震診断とかという施策を用意していただいています。

そこで次の再質問ですけども、能登半島地震の影響で耐震診断や耐震改修補助の希望者は増えていると思いますが、十分対応できていますでしょうか。また、来年度予算拡張の可能性はありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）耐震診断の申請件数は例年よりかなり多く、現時点で65件、また、耐震改修については15件の申請となっており、いずれも全ての申請者に対応できています。

今後の予算拡張の可能性については、現在、予算編成前の段階であり、また、財源となる国費・県費の配分がどの程度になるかも不透明であるため、あくまで可能性の話になりますが、令和7年度は予算拡張に向け調整を行っているところです。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

やっぱり元旦に能登の災害がありましたので、「耐震診断をしてよ」という無料耐震診断の申込みがたくさんあることが予想されます。来年度拡張できるといいですね。

続きまして、耐震改修補助金というのがありますが、最大116万6,000円ということですが、この金額を増額するお考えはございますか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）本助成制度は国費・県費を財源としており、国の基準に基づいた金額としています。したがって、補助金の増額については国・県の動向を見つつの対応となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）私の実家とか結構古い

うちになりますと、東石に柱が載っているだけという家があると思うんです。重たい瓦屋根の家も多いと思います。となってきましたと、ずっと何百万も改修費が要るわけですけども、それを考えますと116万円というとなかなか、「もうちょっと頂戴よ」という希望の声を伺います。そこで増額してほしいなという質問だったんですけども、財源が国・県ということなので難しいですね。市のほうで載せていただくというわけにはいかないものでしょうか。市長。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）確かに田中議員の実家だけじゃなくて私の家もそうなので、逆にあれを耐震したところで無理やろうなど、100年以上たっている家なんです。難しいのは、市民の財産のために税金をどう入れていくかという問題も当然出てくると思うんです。例えば耐震ということで国・県が補助金をつけてきているというところで、市も今現実はいっているところもあります。今後、国の予算であるとか県の予算で防災に対する考え方が変わってきて、それが増えてきたらついていきますけども、現状、国も結構予算を切ってくるので、今年、ため池調査の予算も実は「補正予算を待ちなさい」ということで当初に載ってこなくて、できていないところもあるんで、今は国の動向を見ながら補正予算でどれだけ出てくるかによっては、確保をひよっとしたらできるかもわかりませんが、現状では国・県の補助に合わせた支援ということになると思います。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）お考えを理解しました。ありがとうございます。

次の質問に参ります。避難時の受入体制やトイレの準備、生活水の確保についてお伺いします。能登では発災時から救援物資が大

量に届き、置場所の確保や救援物資を仕分、配送プランなど想定外のことが発生しました。救援物資について受入場所はどこを想定していますか。担当者・応援職員の受入れ、応援職員の宿泊場所や駐車場、食料など、受入体制を受援計画と呼びますが、橋本市の準備はされていますか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

救援物資の物資集積拠点につきましては、現状では市民会館と産業文化会館と考えています。

また、受援計画につきましては、今年度から来年度にかけて地域防災計画を改定いたします。この改定に合わせまして、令和7年度に受援計画を策定いたします。置場所の確保や救援物資の仕分等については、この受援計画に基づき運用をしていくこととしています。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）また来年度お伺いしたいと思うんですけども、現地の珠洲市でお伺いした話なんですけども、救援物資が恐らくどっと本部には来たんだと思うんですけども、なかなか配送ができなかった。被災者と話をする中で、「五、六十人いたんだけども、おにぎり10個しか来なかったのよ。そのときに見放された、絶望したというふうに感じたんです」ということだったんです。ところが、話の続きがありまして、やがて段ボールいっぱい届くようになったんだけども、その段ボールに「決して見放しません」とマジックで書いてくれてあった。こういうことは受援計画にも載ってこない話であるんですけども、非常にあったかい行政の取り組みだったんだろうなということが想像できました。

写真をお願いいたします。これはトイレですね、「いただきへの、はじまり富士市」って、

トレーラートイレを応援でお借りしている。それを災害ボランティアセンターにぽんと置いてくれてあった。

トイレについての質問です。能登半島で依然としてトイレが少ない状況です。イベントなどで使うボックス型の仮設トイレ、業者と協定を結んだり、保有個数を毎年把握したりされていますでしょうか。また、同僚議員の一般質問にもありましたので重ねての質問になりますが、トレーラー型のトイレの備蓄や他市から受援計画も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

仮設トイレ等資機材を協力いただける事業者とは協定を締結しておりまして、毎年状況確認を行っております。また、トイレトレーラーにつきましては、以前に16番議員からご質問を頂いておりましたが、トイレトレーラーの導入については牽引免許や保管場所、高額な維持費が必要になること、また、被災時での有効性は理解いたしますものの平時との併用活用が難しいことから、導入は現在考えていません。まず、市及び家庭における携帯トイレ等のトイレ処理セットの備蓄を早急に進めてまいります。

また、受援計画につきまして、先ほどお答えしましたとおり令和7年度に策定をする予定としています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）有効性というものを理解していただいているということで、ありがとうございます。また、値段が下がってきたらお願いしたいと思います。

次の質問です。ペットボトルの飲料水とは別に、手洗いや泥を落とすなど生活用水も必

要です。そこで、橋本市は一つの考え方として民間の井戸を使わせていただく災害時協力井戸の募集をされていますが、こちらの説明と応募状況をお尋ねします。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

災害時協力井戸の登録制度につきましては、「広報はしもと」令和6年12月号でもお知らせをしておりますとおり、災害等におきまして水道施設が被災した場合に、施設復旧までの生活用水を確保するために個人等が所有する井戸を事前にご登録いただきまして、災害時に様々な場面で住民の皆さまの避難生活を支える手段として提供をお願いするものです。

登録状況につきましては、現在45件登録を頂いております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

井戸水として必ずしも飲料水というわけではなくて、長靴を洗ったりする水がなくて困ったということで、こういった制度をもっと周知していければ私もいいなと思います。

次の質問に参ります。避難所の暑さ・寒さ対策についてお尋ねします。私は災害ボランティアで行って、午前中、中学校の体育館の避難所を片づけてほしいということで行ってまいりました。段ボールベッドとか段ボールのパーティションを組み立ててあって、11月11日ですからおよそ11か月過ごされたんだなと思って体育館に入りますと、皆さん、待ちかねたように壊すというか撤収を始めて段ボールを分別し始めたんですけども、気になったのはマットレスなんですね。マットレス、捨てるんですけども、裏側がことごとく汗でカビが生えていまして、和歌山県より涼しいと思うんですけどもマットレスの裏がカビが生えてしまっていたんで、かなり暑い避難所

生活をされたんだなというふうに感じました。

橋本市においても夏の避難というのは苛酷な状況になるんだろうなというふうに想像するんですけども、現在のところは最も備蓄に向いていると言われる段ボールベッドでありますけども、夏は暑く冬は寒いと言われます。場合によっては災害関連死と結びつきます。体育館のエアコン導入は難しいということは伺っておりますが、生徒のみならず避難のことも考える必要があると感じました。暑さ・寒さ対策をいま一度お考えいただき、エアコン導入はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

9月議会の6番議員の一般質問でもお答えさせていただいたように、学校体育館への空調機の設置につきましては教育環境の改善の面からも必要性は認識しているところですが、特別教室への空調機設置を優先的に取り組んでいるところでありまして、現時点では学校体育館への設置につきましては計画の策定も着手できていない状況です。今後、特別教室への空調機設置状況の進捗に応じまして、学校体育館への空調機設置計画の検討を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君）補足をさせてもらいます。

今、石破政権の中で補正予算の中に、体育館の中に空調をつけようという補正が上がるかもしれません。閣議決定したんで、多分入っているとは思いますが。当初、断熱材を張らないといけないと言っていたのが、若干緩和されそうな動きもありますので、その内容も見た上でどこからするかという。補正予算が今年だけやったら続けて無理かなと思うんですけども、そこは今文部科学省のほうと情報

交換をしていまして、その中である程度、本当に冷房だけ、エアコンだけでいけるのか、それに付随したものが大分についてくるのか、補助金との兼ね合いで今後考えていきたいなと。補正予算がそんなたくさん上がるわけではないと思うんですけどもそういう対応を、文部科学省に送っている職員からも話がありましたので、今後、できるかどうかの判断をしていきたいというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君） 13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

現状、体育館のエアコン導入が難しい場合はどのような暑さ・寒さ対策を想定していますか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）体育館につきましては現状では、夏場では扇風機やスポットクーラー、冬場では石油ストーブなどによる暑さと寒さ対策になります。そのため、まずは校舎内の教室を避難所として活用することを想定しています。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

珠洲市ではストーブの前が場所取りで殺到したということで、現状をお伺いしてまいりました。教室であれば部屋も小さいし、ストーブの効き方もいいかなと思うんですけども、学校の授業再開との併用というのがありますので、ここを深掘りすると時間がなくなるので、また改めてお伺いしたいと思います。

次の質問に参ります。災害ごみについて。洪水などの被害では多くのごみが出ます。民家から出る災害ごみはどのように運搬処理すると想定されていますか。

○議長（森下伸吾君） 総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）過去の災害時にお

きましては、市及び生活系ごみ収集委託業者の業務対応、応援によって被災された方の宅前まで戸別に特別収集を実施して、市が適切に処理を行ったということです。災害による被害状況によっても変わってくるんですけども、基本的には同じような対応を想定しています。市が管理する一時集積所の候補地につきましては、市内全域で11箇所設定しています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

家の前に出してくださいねということですね。災害ごみと便乗のごみとは区別するようということだと思うんですけども、珠洲市なんかで野積みというか、「空き地に置きよ」ということになりますと、ガラスの破片とか汁が出て、その土地がもう復活できないぐらい汚れてしまうということになりますので、私も家の前がいいなと思っていましたので、いい答弁を頂戴したと思います。

次の質問になります。災害発生時は高齢者や障がい者などの要配慮者についての避難はどのような流れになりますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

災害発生時には、まず身の安全を最優先にさせていただいて、市が定める拠点避難場所への避難ということになります。その後につきましては拠点避難場所において、避難された方、要配慮者の体の状態や介護の状況などをお伺いさせていただいて確認を行って、その結果に基づいて必要に応じて介護保健施設や福祉避難所、医療機関等への入所または入院、搬送ということになります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

福祉避難所という非常に難しいテーマだと思うんですけども、同じように被災された環境の中で、預かるというか滞在型の施設の場合は既にいらっしゃると。それにプラス何人取っていただけるかというとなかなか難しい。デイサービスの場合は夜を通して泊めてあげたこともないということで、これも起こってみないとどこまでなるか分からない。珠洲市の状況を見てみると、災害区域外へできるだけ出ていかれる、避難されていくということになっていると思うんですね。1.5次避難とかいう言葉がありますけども、1回そこに入ってもらって、その先の避難に探してもらおうというようなことで、災害が起こってからなかなか探すのが難しい状況にあるのかなというふうに想定しました。個別避難計画をつくるときに、そういうことが起こり得るよということの情報は必要かなというふうに思います。

次の質問に参ります。災害ボランティアについて。能登地方ではもっと災害ボランティアが欲しいと発信しています。一方で、ボランティアセンターの容量とか軽トラック、資機材、水道やトイレの不足など、多くのボランティアを受け入れる体制が整っていないのではと感じました。災害ボランティアは復旧作業が大きな使命ですが、宿泊や食事、買物など、そのまちの経済に大きな役割を果たします。橋本市は最大どの程度災害ボランティアを受け入れる想定をしていますか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

本市におきましては、橋本市社会福祉協議会が主体となりまして作成いたしました橋本市災害ボランティア設置運営マニュアル、それに基づきまして災害ボランティアセンターを運営することとなります。被災状況によっ

て災害ボランティアの受入れ、派遣の規模が変わるというふうに想定されますので、現状最大の受入規模というのは想定はできません。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）二点気づいたことは、社会福祉協議会が主体となって作成したというところですね。橋本市が主体となって作らなくていいのかなという部分が気になるんですけども、もう一つは、災害の規模によって最大の受入人数は変わってきますので想定できませんというところなんですけど、質問と答えとのギャップがあって、「100人ぐらい可能ですよ」というお答えが欲しかったかなというふうに思います。海南市の例で言うと1日100人で定員マックス、珠洲市で言うと40人のバスが2回来る、80人がマックス。多分それが限界やと僕は思うんです、何箇所かの災害ボランティアセンターに参加した感想でありますけども、その程度最大受入れができればマックスかなというふうに私は想定していますので、どうぞご参考に。

次の質問に参ります。運動公園なんですけど、和歌山県が災害時の広域防災拠点として想定しています。大型の建設車両や移動用のバス、自衛隊、災害ボランティアの車両など多くの車両が来ます。災害時に十分機能を発揮するにはガードマンが必要ないような出入口の拡張や動線の確保が望ましく、改修できないものでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）運動公園は和歌山県の広域防災拠点として位置づけられておりますので、有事の際の動線確保など環境構築につきましては県に働きかけてまいりたいと思います。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

もともと運動公園はスポーツ公園ですから、

災害防災拠点で造ったものではないので今は現状はいいんですけども、県が想定していますので、それであればちょっと広げてよというお願いはしてもいいんじゃないかなと思います。

次に参ります。災害時の非常用電源について。避難所として想定している学校、公民館や広域防災拠点となる県立体育館の非常用電源の備えはありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

市立の小・中学校や公民館につきましては、非常時に施設の電源確保に対応できる非常用発電機は備えていませんが、あやの台小学校におきましては自校の太陽光発電から照明をつけるなど、一定程度の電力を確保することができる設備があります。また、県立体育館とサカイキャニリング産業文化会館におきましては、非常用のディーゼル発電機が設置されております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）分かりました。

市役所についてお伺いします。市役所の非常用電源はありますか。また、電話交換機は電源が必要と思います。停電時に電話を受けることは可能でしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）市役所本庁舎には、停電時に電話交換機を稼働させるための非常用電源はありません。電話交換機が稼働しなくても通話可能な回線が8回線あります。1回線が代表電話で、残りの7回線は本庁舎及び教育文化会館における各部の直通の回線となっています。ただ、それぞれで重複する電話を受けることはできません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）8回線は停電時でもいけると。代表電話、1111の場合は1回線あって、使っちゃうと話し中になるので、それぞれの部の直通電話は1回線ずつ生きているよということでお伺いしました。停電時に電話交換機を稼働させて、通常時のように市民からの複数架電に対応できるように非常用電源を導入することはできませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）電話交換機の機能を通常時のように使うとなりましたら、庁内のネットワークを起動している機器の電源も同時に必要になります。そのため多大な電力が必要となってきます。約40キロワットの発電機の導入というのを過去に検討したことはあるんですけども、発電機本体の整備とか、それに耐え得る配線の工事等でかなり高額のコストがかかるという結果になったことから断念したという経緯がございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）この庁舎が古過ぎて駄目ということですね。新しく建てるときにはちゃんとしてほしいというふうに思います。

市民病院についてお伺いします。非常用電源の備えはどうか。水、食料についても患者さんや職員は必要とします。いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）市民病院の非常電源の備え及び水、食料などの備蓄状況についてお答えいたします。

まず非常用電源につきましては、停電時に手術室、HCU、検査室などへの電力供給ができるよう、灯油を燃料とする自家発電設備の整備を行っており、3日分の2万5,000リットルの燃料を備蓄しております。この燃料につきましては定期的に点検し、追加補充をし

ているところでございます。また、あくまでもこれは非常電源ということで、今年8月に発生しました日向灘の真夏の震災の踏まえた中で、一般電源の確保、エアコンが止まってしまうような形になりますので、患者さんの療養環境が劣悪にならないよう、こういったエアコンへの電力供給に関しましても今後どう確保していくのかというところを、現在、財源の確保と併せて行っているところでございます。

また、水、食料につきましては、入院患者用として300人掛ける3日分を、職員用としては225人掛けることの3日分を備蓄しております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）計画していただいているということで、ありがとうございます。

次の質問に参ります。災害救助法が来年改正される見込みです。避難所に避難しなかった高齢者など要支援の方の支援が在宅では適用されない。それが在宅でも適用される内容になる見込みですけども、在宅で支援を必要としている場合、そのことを把握するにはどのような方法がありますか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

配慮が必要な方につきましては、事前に作成をしている避難行動要支援者名簿により把握に努めております。しかしながら、市で全て把握するというのは大変困難でございますので、地域の自主防災組織や民生委員の皆さまがご確認いただきました情報を市と連携をさせていただくようにしております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

次の質問です。災害時には市民も情報の取得が大切だと考えます。災害時情報発信のデ

デジタル化について市ではどのようなものを想定していますか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

災害時には、市では戸別受信機や橋本市公式LINEなどで情報の発信をしていきます。また、市ホームページにおきましても、災害情報などのポップアップ画面などですぐに情報を取っていただけるように取組みをいたします。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

避難所受付とかをIT化しようと思ったら、QRコードを読んで入力するなどのDX化、そういったことというのは珠洲市でも見られました。この辺の技術の進化というのは非常に激しいので取り入れていっていただきたいと考えます。

次の質問です。答弁にもありましたが、能登半島地震における課題について、答弁以外に課題はどういったものがありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

発災の翌日には大量の支援物資が集積の拠点に到着をしていたようですが、職員だけでは対応ができなかったという実情、先ほど議員もおっしゃっておられましたが、その実情や、また、孤立集落への物資輸送の確保も課題と考えております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）現在の珠洲市でもそういった部分がまだあるか、職員が疲弊されているのかなという印象を受けました。災害ボランティアがほぼほぼ泥かき専門になっているので、例えば災害ボランティアセンターの

受付ですとか、道具の片づけですとか、そっちなかなり人手が要るはずなんだけども、例えば女性が災害ボランティアで来られた場合でも、同じように重たい土のうを持って泥かきをされていると。例えばこの質問にありました救援物資の仕分ですとか、入れる部分があるんだろうなというふうに感じましたので、災害ボランティアセンターの仕事の範囲、そこをちょっと広げていただく考えを持っていただきたいなというふうに要望しておきます。

次の質問です。能登半島地震ではマンホールが飛び出すなど、液状化の被害も甚大でした。その液状化について市民の関心も高まっていることから、市のホームページ等で確認する手段はありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

橋本市地図情報サービス、橋本マップがございしますが、この防災情報の中に南海トラフ巨大地震及び東海・東南海・南海地震の3連動地震の震度予測図とともに液状化危険度予測図というものを掲載しておりますので、そちらでご確認をしていただくことができます。閲覧の際には、橋本マップのトップページより防災情報をご選択いただきまして、地図を探す画面に表示される地図上で確認したい地点を表示していただいてから、左側に表示されるメニュー、H26地震被害想定の中から液状化危険度予測図をご選択いただきますと、表示が切り替わりまして液状化を確認することができます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）詳しくありがとうございます。この液状化マップ、結構出しにくいですね。ハザードマップというのがありますので液状化情報も発信したらどうかと思うんですけども情報だらけになるということ

で、今のところは橋本マップから見ていただくということになるかと思うんです。どっちで見ますかということになっているんですよ。南海トラフ巨大地震、それから3連動、東海地震・東南海地震・南海地震が連動した場合という部分で分けてマップを見ることができる。

私も最近まで橋本地区は震度6弱がだいたい主な震度かなというふうに考えていたんですけども、もう一個あるんですね。全割れといまして、例えば3連動の場合は南海・東南海・東海がどの順番か分かりませんが、1個地震があったらそれに関連して次の地震が起きて3連動する。ちょっとずつ時間がずれて、影響されて三つとも地震が起こるという3連動ですね。もう一つ全割れというのがありまして、全部いっぺんに地震が起こるという一番怖いやつ。それでいくと橋本市震度7という情報が出てまいりますので、それプラス液状化だとかなり被害が大きいかないかということで、自分のご自宅が液状化の範囲にあるかどうかということは一度確認しておくだけでいいと思うんですけども、非常に参考になる、備えになるというふうに考えまして、液状化の情報をどのように発信するかということを今後考えていただきたいというふうに思いました。

たくさん再質問してすいません。以上で質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時25分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番10、14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。昼食が終わった後でちょっとゆったりしていますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、質問をさせていただきます。今回は三点ということさせていただきます。

一つ目、高齢者等の移動支援と地域公共交通についてということで、公共交通は自家用車や運転免許を持たない人、高齢者、障がい者、子どもを中心とした多くの人にとって欠かせない移動手段であり、高齢化や免許返納者、移動制約者の増加に伴ってその重要性が高まっています。早急な対応が必要と考えられることからお伺いします。

1、公共交通施策に対する満足度が非常に低い数値となっておりますが、分析結果と満足度向上に向けた具体的な改善策についてお伺いします。

二つ目、デマンドタクシー稼働率の直近の実績についての分析結果と具体的な改善策についてお伺いします。

大きな二つ目、いじめ対策の進捗状況について。

令和6年3月議会において一般質問したいじめ対策について、教育長の答弁では、「児童生徒、学校保護者がより相談しやすい組織にするため、教育相談センターや青少年センターを含め、機構を検討したいと考えています」との答弁がありました。令和6年度も第3四半期の半ばを過ぎていますが、いじめ対策についてお伺いします。

一つ目、文部科学省の調査では、令和5年度のいじめ認知件数は約73万件で過去最多を記録しています。前年度の約68万件から7.4%増加しています。学校種別の認知件数は小学校が約58万件、中学校が約12万件、高校1万

件、そして特別支援学校が3,324件となっております。また、心身や財産に重大な被害があったなどとして認定される重大事態の発生件数は1,306件と、こちらも過去最多を記録しています。前年度の919件から42.1%増加しており、初めて1,000件を超えております。橋本市のいじめ案件の現況についてお伺いいたします。

二つ目、「児童生徒、学校、保護者がより相談しやすい組織にするために、教育相談センターや青少年センターを含め、機構を検討したいと考えています」との答弁がありましたけれども、この取組み状況についてお伺いいたします。

大きな三つ目、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針についてお伺いいたします。

第2期基本方針では、学校は地域の文化交流の拠点であることを改めて認識した上で、子どもにとって望ましい教育環境を構築することを検討した結果、学校再編の基本方針を示し、学校適正規模・適正配置を進めるとしています。また、学校再編の基本方針についての関係者説明に際しては、丁寧な説明と対話を重視しながら進めていくとしています。

一つ目、これまでの地域説明会・意見交換会の実施後、基本方針及び学校再編の進め方について、検討事項・変更点があれば説明をお願いいたします。

二つ目、橋本中央中学校区の学校再編の基本方針及びこれまで並びに今後の取組みスケジュールについて詳細をお伺いいたします。

以上三点、明快なご答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君の質問項目1、高齢者等の移動支援と地域公共交通に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）高齢者等の移動支援と地域公共交通についてお答えします。

一点目の公共交通施策に対する満足度ですが、本市が実施する橋本市まちづくりのためのアンケートでは、「満足」もしくは「やや満足」と答えた方が全体の17.5%となっており、多くの方に満足いただけていないのが現状です。

このような状況を受け、本市では、乗降者アンケートや乗降者状況調査を行った中で、コミュニティバスとデマンドタクシーや路線バスに乗り継ぎしづらいついとお声を受けて、令和5年4月に橋本市民病院の診療開始時間の午前9時までには到着する路線バスに乗り継げるようなダイヤ改正の実施や、コミュニティバスとデマンドタクシーや路線バスとの乗換時の待ち時間を短縮するためのダイヤ改正などを行うなど、市民の皆さまに満足いただける公共交通となるよう努めてまいりました。今後も利用者の意見を聞きながらダイヤルートの見直し等を行うことで、市民の満足度向上に努めてまいります。

二点目のデマンドタクシー稼働率の直近の実績についての分析結果と具体的な改善策についてですが、本市のデマンドタクシーは日曜日、祝日と12月29日から1月3日を除く月曜日から土曜日に10路線を運行しています。稼働率については、目標値を令和9年度で30%としており、年々徐々に上昇しています。しかしながら、バス停設置等まだまだ市民の方から要望があるなど、公共交通施策に対する市民の満足度の低さについて認識していることから、まず改善策の一つとして、橋本市生活交通ネットワーク協議会と協議しながら、デマンドタクシーのバス停数を増やすことを早急に進めていきます。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問

ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

常日頃から市民の方からいろいろ相談、また意見、要望等を受ける中で、本当に多い中の一つが地域公共交通ということです。特にデマンドタクシーの運行しているエリアの方々については、地理的などころから坂道が多かったり、バス停から遠かったりということの中で、非常に要望、意見が多いわけですね。そんな中で今回質問をさせていただきましたけれども、事前の打合せの中でもお話ししましたように、本来であればデマンドタクシー、ドア・ツー・ドアが理想的かなというふうな意見をはじめ、今、部長のほうから答弁いただいたバス停を増やしてほしい、また増便してほしいというようところが大きな改善点になるのかなというふうに思います。

そんな中で今回、バス停を増やすよう進めるということをご答弁いただきましたので、まずは一步一步ということを私も考えた中で、しっかりとそのことを進めていただきたいというふうに思います。そういうことで意外ですけども、この件については再質問はしないということで、一つ目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、いじめ対策の進捗状況に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）いじめ対策の進捗状況についてお答えします。

一点目の橋本市のいじめ案件の現況についてですが、令和5年度児童生徒問題行動調査において、いじめ認知件数は小学校が724件、市立中学校が24件となっております。その内訳として暴力を伴うものとして小学校で210件、市立中学校で1件あり、暴力を伴わない

ものが小学校で514件、市立中学校で23件となっております。各学校ではいじめアンケートをほぼ毎月実施し、早期発見・早期解決に向けて取り組んでいます。同調査におけるいじめ解消件数は小学校が465件、市立中学校が15件となっております。未解決分については、当該学校が中心となって学校教育課及び関係諸機関が連携して解決に向けて取り組んでいます。

次に、二点目の機構の検討状況についてですが、子どもを取り巻く環境が複雑で多様化する中、学校、家庭や社会生活において直面する課題等を児童生徒、保護者、学校が相談しやすい組織体制の構築を検討しています。教育相談センターや青少年センターを含め、より機能的、効率的に活動できる体制を令和7年度から開始できるよう、教育委員会内で機構の検討を行っていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

機構を検討するとの答弁があってもうすぐ1年、早いもんかなというふうに思います。そこで今、教育長も述べていただきましたように、令和5年度も約1,000件近いいじめ認知件数があったということでもあります。積極的に認知件数をカウントしているということから言いますと、そういう意味合いにおいては多いということですけども、これは全国的にそういうふうな傾向でカウントされているということから言いますと、橋本市の1,000件近い件数というのは、私から言いますと非常事態の状況が続いているというふうに感じております。しかも、解決していない案件が57件ということで、これも少し深刻な問題かなと

いうふうに思うわけなんですけども、やっぱりいじめイコール命に関わることで、非常に対応も難しいのかなというふうに思います。

私も前に提案させていただいた全国から進められている、市長のご家族の方も寝屋川市に住んでいるというふうなことで市長も説明いただきましたけども、やはり市長部局でしっかりと人権問題だと、人権侵害やという立ち位置に立って対応していただける部署というか課が必要かなということで質問をさせていただいたわけなんですけども、そのところは教育委員会内で新しい機構をつくるというふうな答弁だったと思うんですけど、その人権問題、人権侵害というようなところを十分認識いただいて、その機構についての検討を進めていただきたいというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）もちろんいじめということについては人権問題という視点から考えていくことはすごく大事なところであります。そして、認知件数の数のうち、軽微なものと言ったら語弊があるかもわかりませんが、本当に日々の教育活動の中で解決をしていったほうが良いという件数のほうがはるかに多いというところがあります。そういったことから、まずは教育委員会内でしっかり相談を受けるところ、そして相談を受けた後、しっかりその中でアセスメントをし、そして学校とともに取り組む形をつくっていくことが大事かなということも考えた上で、まずは教育委員会内で取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

新しい部署を立ち上げて専門的な部署ということになりますと、やはり目標としていた

だきたいのはいじめを即時に停止させるということが一つの行政的なアプローチの確立としては必要なことかなというふうに思います。そういうことを踏まえて、必ずといいますか、4月1日からスタートできるように万全を期していただきたいというふうに思いますけど、その点どうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）今のところ教育委員会事務局で検討したことを提案しているところです。そして今後、そのことが決定し、予算等も整備できた段階できちっとそこが開設できるということが決まっていますが、それに向けて今から準備をしておくというところは必要かなと、そんなふうには思っておるところです。しっかり他市の先行事例というのもありますので、どういったところが大事かというところの研究も併せてしているところなんですけれども、そういったことも含めて準備をしっかりとしたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

冒頭にも言いましたけども、答弁いただいてからはや1年です。1年たったならそろそろ始動してほしいと、スタートしてほしいと思います。まなびの日の市議会のコーナーにも、意見を書いてもらう木を作って、教育関係のところも書かれておりましたけども、いじめについて書かれた市民の方もおられました。そういうことから言ってもしっかりと対応していただけるようお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針についてお答えします。

一点目の第2期基本方針及び学校再編の進め方における検討事項・変更点についてですが、学校再編の方針について、当初の学文路小学校と清水小学校の再編統合については、現在、学文路小学校・清水小学校・橋本小学校の3校による再編統合を検討しています。

各中学校区の学校再編の目標年度ですが、今回の第2期基本方針の変更協議に時間を要することから、令和7年3月を目標としていた（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定期間が、令和7年12月以降へ変更になることや、学校再編に向けて準備期間等を考慮し、各中学校区での学校再編の目標年度の変更についても検討を進めています。

二点目の橋本中央中学校区の学校再編の基本方針及びこれまで並びに今後の取組みスケジュールについてですが、学文路小学校・清水小学校・橋本小学校の3校による再編統合の検討を進めていることから、当初の第2期基本方針にある「学文路小学校と清水小学校の統合を進めた後、統合から概ね10年経過後に西部小学校と橋本小学校との学校再編を検討する」とした方針内容の見直しを検討しています。なお、第2期基本方針の学校再編の基本方針に示されていない学校については、現状では、再編統合を検討する予定はありません。

今後のスケジュールについては、学校再編対象校や未就学児の保護者、地域住民へ行った説明会・意見交換会と同様に、来年1月以降、第2期基本方針の変更内容を中心に、説明会・意見交換会を実施していきたいと考えています。また、再編対象校以外の学校についても方針の内容を説明し、意見交換の場を設定できるよう進めてまいります。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）確認ですけれども、文部科学省では、小・中学校ともに12学級から18学級が標準規模、それから、本市の教育委員会では、子どもが多様な学習形態で学び多様な考えに触れることで、思考力・表現力・問題解決力等が生まれ急激な社会変化に対応できる力を身につけるために、各学年2学級以上が望ましいというふうなことで進められていると思います。

そこで再質問させていただきます。今答弁にもありましたように、統合対象校だけに対しての説明会・意見交換会ということであったわけなんですけれども、橋本市の小・中学校、統合対象であろうと統合対象でない学校であろうと、全て橋本市の小・中学校です。今回の再編統合に関連してどの学校にも影響もありますし、どの学校の保護者の方、関係者の方もいろんな意見も、いろんな思いも、心配もされていると思います。そういう意味では、答弁していただきましたけれども、早急に統合しないと一応考えられている学校に対しても説明会・意見交換会を開催していただきたいと思うんですけど、いつ頃を予定されておりますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）時期を申し上げますと、2回目の説明会ということで対象校の保護者、地域の方々、それから未就学児の保護者と合せて、時期としたら2月から3月を予定してございます。このままいけばですけども、あくまで予定ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

できるだけ早いうちに意見交換会、できる

ようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先日の教育委員会の定例会、傍聴に行かせていただきました。そこで先ほど答弁にもあったように、清水・学文路の2校の統合という最初の案から見直し案が出まして、そこへ橋本小学校も含めて3校の統合案を考えているということで説明をしておりました。そこで私、感じるわけなんですけども、では、残された1校のことをどう考えているのかということです。統合することによるメリットというのがありますし、また、統合されない学校は、私たちはどうなるんやろうというふうな不安もあるかなと思ひます。またさらには、ただし書には、私、聞いた記憶なんですけども、記憶が間違っていれば勘弁いただきたいんですけども、橋本中学校区のただし書には西部小学校の名前が消えていたと思ひんです。その点を含めてご説明をお願ひしたいと思ひます。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

2期方針におきましては、基本的な考えとして1学年2クラス以上が望ましい学校規模としておりまして、単学級の学年が生じている学校がさらに縮小することが見込まれる段階で統廃合の検討を進めるとしてあります。西部小学校におきましては、1学年単学級の学年が生じていますが、児童数の推計による減少が当面は緩やかであることなどから、現状では再編の対象としていないというところでご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）分かりました。分かりましたけども、当初は2段階で清水と学文路が先に統合して、後で橋本と西部がまた一緒になるという案だったと思ひんですね。そこから西部は緩やかな減少なので対象としてい

ないというふうに変えられた、その辺の理由、根拠はどこから来ているのか。できたら、教育長、お願ひします。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）当初考えたことについては、先ほど議員から説明のあった形であります。説明会に行く中で、2度にわたって再編が行われることによる負担ということのご意見を説明会の中で頂きました。そして、1学級のクラスがさらに縮小が見込まれる、また現状もそうなっているというところがあるので、先にそういった学校のところを再編したいと考えております。ただ、ご指摘のように1校独立した形で残るということになるわけなんですけれども、3校ないし4校が一緒になっていくということの負担というのかなり大きなものがあります。そういったことで、順番にということでご考えておるところです。決して取り残しているとか、そういう意識はありません。

そしてまた、再編対象になって再編されたところだけではなくて、そうと違うところについても推進計画というものも今後立てていく予定をしているんですけども、そういった学校も含めてどういった支援をしていくことが大事なのか、橋本市の教育をどう展開していくことが大事なのかということをご盛り込んでいきますので、どこの学校も同じような形での取組みができるような支援を、私自身は今のところそこへ盛り込んだ形で示していくことができたなら、そんなふうにご考えております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）私はもともと西部小学校という名前もあったのに、また橋本中央中学校区であるのにそこから名前が消えているのは、今も中学校に西部の校区の子も行っていきますでしょう。そこが保護者にしても関係

者にしても非常に気になるところかなというふうに思います。統合しない学校、蚊帳の外に置かれとるような、そういうふうな感覚に陥ってもやむを得んのではないかなというふうにも思います。

統合、統合でないというのはありますけれども、でも、子どもたち一人ひとりの成長というのはかけがえのない成長であり、人生を送る上での本当にスタートラインに立った義務教育の最初の段階やというふうに思います。そういう意味では統合対象校と統合対象になっていない学校、この適正規模・適正配置の基本方針の説明書きを読みますと、すばらしいことが書かれてあると思うんです。私も個人的には、この適正規模・適正配置の方向性というのはいいなというふうには思いません。しかし、そこで対象となった学校は、この方針に従ってより今まで以上の教育が受けられると。しかし、統合していない学校は多分、今まで同様の教育しか受けることができない。この差というのは俗に言う教育格差につながるんじゃないかなというふうに思いますけど、その点はどのように考えていますか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほども少し触れさせていただきましたけれども、この再編というのは今ある環境、マイナスの面を再編することによってプラスに変えていく、そういった取り組みであります。プラスして今回は、推進計画というの打ち出していくこととしております。そこに書かれてあることは、橋本市の教育をこれからどうしていくんだということを書く予定をしております。その中では、再編した学校も、再編されていないけれども今ある現状の中でどういった支援をしていくのか、どういった形の教育を展開していくのかということは示していきたいと思っておりますので、あわせて、どこの学校におっても、

子どもの最善を希求した教育活動がそれぞれの学校で実践できるように私たちは支援していきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）教育格差とよく言われますけど、これというのは生まれ育った環境であつたり経済的な背景であつたり、また地域ごとの要因によって人々が受ける教育の質とか量とかに差が生じる現象のことを言うと思うんです。学校というのは地域ごとにありますので、まさしく同じような方針で同じような指導をされていますと、片一方はレベルが上がって、片一方が今と同様ということになりますと、やはり教育の格差というのが生まれてくるのは当然のことやと思います。

今、教育長のほう、いろいろ説明いただきましたけども、では、統合しない学校の指導の質を上げるために、そしてまた統合する学校と同じレベルの教育、指導をするために、どのような方策というのを考えられていますか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）まずは、各学校が子どもたちの現状、置かれている環境、そういったことを含めた中で、研究という形で子どもたちの力をつけていくための取組みをする計画を考えます。まずそこが一番大事なところであつて、そここのところの方向性というのは教育委員会が示す方向性の中で考えていただくこととしていますが、それぞれの学校がめざすものというのは子どもたちに力をつけるという取組みです。私たちはそれをどう支援していくことができるか、そこが大事なところだと思っております。

そして、これはずっと言っていることなんですけれども、今世代交代が行われてきており、若い先生方が増えてきています。先生方の指導する力量というのをつけていくこと、

これについてはどこの学校についても同じようにしていく必要がございます。それも今までのような指導の在り方ではなくて、ICTが入ってき、求められる力というのが過去の状況から比べると違う力が求められているような、そんな状況になってきています。そんな力をつけていけるような指導方法というのを研究していく必要があります。学校でも当然研究はしていきますけれども、その研究の支援をしていくこと、それが教育委員会事務局として進めていかななくてはならない、そんなふうにも思っております。どの学校においても同じようにそここのところは支援していく、そんなふうにも考えております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。教育長の説明は分かりました。

ただ、今回の適正規模・適正配置の取組みなんですけれども、当然、統合対象となっている学校に対するいろいろ指導方法とかというのも考えているでしょうし、統合対象になっていない学校の指導方針等も考えなければなりません。しかし、この教育方針の説明会の資料を見ても、一切、統合対象になっていない学校に対しての教育、また指導方法の説明が書かれていないように思うんですよ。やはりこれは一体となって取り組むものかなと思いますけれども、一体とっていないんじゃないかなと。

今説明いただきましたけど、質問したから答弁いただいただけで、この間の定例会を聞かせていただいても、統合対象になっていない学校のことは一切お話がなかったように思います。一体的に考えないと、せっかくいい取組みをしているのに、すばらしいものになるかもわからないのに、下手したらその反対の結果になってしまうかもわからないというふうに思います。一体的に考えている

のか考えていないのか考える必要があると思いますけど、どのようにお考えですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）繰り返しになって申し訳ないんですけども、今回の説明については対象校の保護者、地域の人、そして未就学の人たちに説明するという観点からその資料は作っております。教育委員会としての方針が決まった後、その後、推進計画を策定していくということは、これはお伝えさせてもらっていますし、その中にも書かれてあります。その中では橋本市としての教育の在り方というのを書いていきますので、その中には再編される学校だけでなく橋本市全体のことを含めたものを考えていきますので、そのところはご理解いただきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）それはそれで分かりました。ただ、統合、統合しない両方の学校がある中で、どちらの学校にしても同じレベルの教育を、経験を、そして力をつけさせていくということが必須要件だというふうに思います。例えばこちらの基本方針にも書かれていますけども、集団の中で自己主張がしにくくなるとか、また他者を尊重する経験を積みにくくなるとか、また社会性やコミュニケーション能力が身につけにくくなるとか、多くのことが懸念されるわけですよ。子どもが少人数であると人間関係が固定化して、小学校・中学校9年間固定化して、いきなり高校へ行って大規模な学校の中に入っていくということの中で、自分を主張することができない、できにくいというようなこともあります。根本的に考えて相当な対策を考えていかないと、統合しない学校の子どもの成長、また育みというのは歴然と差が出るように思います。

その点、先ほどから教育長、お話しいただ

いておりますけども結構抽象的な説明ばかりなんで、具体的にどうするのかというところを説明いただかないと、この質問を聞いている保護者の方もおるかもわかりません。不安で不安で仕方ない方もいるかもわかりません。具体的にもうちょっとどのように進めていくということをお答えいただきたいというふうに思いますけど、どうですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）教育の仕方について問われていると仮定して、私、答えさせていただきますと思います。めざしていく方向性というのは統合しようがしようまいが、先生方が子どもたちと取り組んでいかなければならない方向というのは一緒だと思うんです。これは大前提です。そして、それに向かってどんな先生が授業していかないといけないのかということについても、統合する学校だけの先生が一緒になって勉強するわけでもなく、みんなそのところは一緒に研究を進めていく体制を、これは取っていくのは当たり前のことです。ですから、そのところの違いというのはございません。そして、それを受けた上で各学校で実践をしてもらい、そしてまた先生方が持ち寄り、そしてその質を高めていくというような取組みというのは、教育委員会でもしていきたいと思っております。

そして何よりも、これは具体的に一つ、私自身がここは大事にしたいなと思っておることを挙げさせていただくと、小学校の低学年のうちというのは、集団での学びというのとちっちゃい集団での学びというのは両方とも本当に大事にしながらやっていかんとあかん部分かなと、丁寧な対応が求められるのかなと、そんなふうに思っております。ですから、一定のクラス数が確保できた学校、そして単学級の学校であったとしても、丁寧な対応ができる体制は同じようにつくっていくことが

できたらと、そんなふうに思っております。そこでの学びをしっかりと土台をつくった上で中学年、高学年へと進んでいけるように、その低学年での学びというのは特に私自身は大事にしていくことができたらと、そんなふうに思っております。

あと、具体的なところ、なかなか具体的にこういう研修をしますとかというのはここではばくっとした言い方しかできないかもわからないのですけれども、めざす子どもたちの姿に近づけるような指導方法の研修というのはしっかりしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）本来やったら4校が一緒になればそれで済む話なんですけども、そういうことはなかなか難しい事情もあるのかなというふうに思います。ただ、私も学習支援という取組みで毎週1回、小学校も行かせていただいております。そんな中で講師、先生等も10人ほどおつてくれるんですけども、その先生らともよく話をするんですけど、やっぱり複数の学級がある学校と単学級の学校とでは、先生の学びも何もかもが全然違うと。新人の経験年数の少ない先生方も、分からないところがあればベテランの先生に聞くこともできるし、指導もしていただける。しかしながら、単学級の学校ではその先生が全てであるということです。

橋本市の教育委員会というか、橋本市の学校の先生の今の年齢的な構成を見ますと、50代の方が30人、40代の方が39人、30代の方がいきなり122人ということで、40代・50代のベテランの先生が10%、また十数%しかおらないということです。今の橋本市の小・中学校の在り方、また今後の方向性を見ても、なかなか単学級の学校にベテランの先生ばかりを配置するというのも、この人数の割合か

ら見ると難しいんじゃないかなというふうに思います。そんな中で本当にしっかりとした指導ができるのか、そのところは気になるところかなというふうに思っております。

統合しない学校にも、今まで以上の充実した指導が必要になってくる。今までと一緒にやったら駄目なんですよ。統合する学校は今まで以上の教育が受けられるわけですから。そのところはしっかり押さえておいていただかないと、今回のすばらしい取組みが失敗に終わるんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、今の先生方の年齢構成を見てみると厳しいんじゃないでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）今の職員の年齢構成というのは、今ご指摘いただいたような状況があります。若い先生方が本当に入ってきておるところです。ベテランはベテランの味があるけれども、今若い先生方もすごく研究熱心にやってくれていて、これからめざしていきたいかなあかんような教育にチャレンジしてくれている先生方もいます。私が大事にしていきたいのはそういった先生方の交流なんです。交流をすることによってそれぞれの先生方のよさを取り入れ、自分もあいつの授業を試してみたいな、取り入れてやっていったらうまくいこうかなと思うような機会をつくっていくことによって、その差を埋めていかななくてはなりません。

ベテランの中にもICTが苦手な先生もおられます。若い先生のほうが得意な先生もおられます。ベテランだけがこれからの教育にしっかり取り組んでいけるというのではなくて逆転の部分もあるので、余計にそういったことが大事になってくるかなと思うので、これまでどちらかというとなかなかそういった先生方の研修における交流というのができない状況にありました。アフターコロナの中

で対面での研修というのも、以前に比べると増えてきています。しっかりその辺りを取り組んでいきたいと思ひますし、特に今それぞれの中学校区ごとでお互いの授業を見合ったりするようなことも、再開し始めてくれている中学校区があったりもします。そういったことの支援をこれからもしっかりとすることによって、その差というのは少しずつ埋めていかななくてはならないという認識の下に取組みを行っていきたく思ひておるところです。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。教育長の意気込みは十分分かりました。

ただ、クラスを越えて先生同士が切磋琢磨して、また相互交流してということはできると思ひますけど、学校を越えてというか、そういう意味で切磋琢磨して、また相互にレベルアップしていくというのは、そういうことというのは頻繁にはなかなかできないんじゃないかなというふうに私は思ひます。

そこで、一つだけ質問させていただきます。今統合する学校も統合しない学校も一人も取り残さないしっかりと教育をしていくということでお話しいただきましたけども、その中でもいろいろ協議して考えていっていただかなければならないことだと思います。仮に協議した中で、統合しない学校のなかなか指導が統合する学校と同レベルの指導ができないという結論に至った場合は、この適正規模・適正配置の方針というのは一から見直す気はありますか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）私は今のところそういった方向で物を考えておりませんので、今の質問に対しては私はノーとしか言えないかなと思ひます。今進めていることがきっちり実現していけるように職員とも、また学校等ともしっかりと連携した上でやっていく、その

所存でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）意気込みは分かるんですけどもうちょっと現実論で考えて、協議した中で、検討した中で、それでもうまくいかないというときは立ち止まって考えていただきたいというふうに思います。

そういう中で、小学校というのは冒頭にも言いましたけど、人生の中での最初の学びの一つの機会やと思います。平等なスタートを切ったってもらわんと、その子の成長にも影響しますし、人生にも影響します。そこところは責任ある立場だと思えます。そういうことを踏まえて、責任ある平等なスタートということをもっと意識していただいて進めていっていただきたいと思えますけど、最後に答弁いただいて終わりにします。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）橋本市の教育をどう進めていくか、これは大きな方針の下にそれぞれの学校の課題を解決して、それぞれの学校の子どもたちの力をつけていく、これが平等な考え方かなと、そんなふうに思っております。そのためにしっかり取り組んでまいりたいという気持ちは変わりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君の一般質問は終わりました。

この際、2時5分まで休憩をいたします。

（午後1時52分 休憩）

（午後2時5分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、11番 岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君）皆さま、こんにちは。

新政会、岡本安弘でございます。しばしのお付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

今回は水道水の安全性についてであります。少し皆さまにお伺いしたいんですけれども、橋本市の水を蛇口からくんで、そのまま飲まれている方は何人いらっしゃいますか。ありがとうございます。約半数ぐらいですかね。私も毎朝、一応400ccの水をコップ1杯、サプリと一緒に飲んでいるんですけれども、食事のときにもコップに氷を入れて蛇口からくんで飲んでおります。いつもおいしく頂いているんですけれども、自称橋本市の水の一番の愛飲者じゃねえのかなというふうに思っております。その水道水の安全性について、今回は一点お伺いいたします。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

環境問題は、人類の様々な活動が原因で引き起こされる環境の変化に伴って生じる問題です。「日本では水と安全はただ」と言われていた神話は既に崩壊しつつあり、米軍基地周辺や産業廃棄物処理場周辺にある水道水では有機フッ素化合物が含まれるなど様々な問題が起これ、この除去には多額の費用がかかるということです。

そこで、橋本市の水道水の安全性についてお伺いいたします。

小項目1。市民会館のベランダに「安全で美味しい水道水橋本」の横断幕がかけられています、当たり前になってしまっていることをPRすることで市民の認識を高めることは重要であり、料金負担への理解も高まると考えます。市の内外に対し、どのようなプロモーションをしていますか。

小項目2。安全をうたうには水道法に定められた水質基準に加え、水質管理上注意喚起

すべき項目についても管理していく必要があると考えます。近年、発がん性物質など健康への影響が懸念される有機フッ素化合物、PFOS、PFOAが全国の河川や地下水から相次いで検出され問題となっていますが、私たちが現在飲んでいる紀の川の水の安全性についてお伺いいたします。

以上、壇上から質問を終わらせていただきます。明確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の質問、水道水の安全性に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（堤 健君）登壇〕

○上下水道部長（堤 健君）水道水の安全性についてお答えします。

一点目の市の内外に対してのプロモーションについてですが、本年5月13日から6月12日の1か月間、京奈和自動車道に架かる市脇跨道橋東側に「安全で美味しい水道水橋本」の横断幕を設置しました。その後は主に市内の方向けにPRするため、11月1日から市民会館2階のベランダに設置しています。

横断幕以外では、10月9日から11日までの3日間、神戸市で開催された日本水道協会全国会議及び水道展において、和歌山県支部のPRブースに水道水をペットボトルへボトリングした「はしもとの水」を展示・配布し、全国の水道関係者に対してPRを行いました。

また、10月20日に開催されたSDGsはしもと環境フェア2024において、水道事業としてブースを出展し、市販のミネラルウォーターと「はしもとの水」を飲み比べて当ててもらい水チャレンジを実施し、市内外80名以上の方にご参加いただきました。参加された方からは、「水道水のことを考えるよい機会になった」、「どれもおいしくて違いが分からなかった」などのお声を頂きました。

これからも様々なPR活動などを通し、市民が水道の現状や課題について理解を深め、今後の持続可能な水道事業の取組みに対し協力していただけるよう努めていきます。

次に、二点目の紀の川の水の安全性についてお答えします。

PFOS、PFOAとは、有機フッ素化合物の一種で、自然界には存在しない物質であり、水や油をはじき、熱に強く、分解されにくいという特徴があります。このため海や土壤に堆積することで、環境中に長期間残存し続けると言われています。

国内でも、東京、大阪、岡山、沖縄などの各都府県で公共用水域や地下水から暫定目標値以上のPFOS、PFOAが検出され、飲料水にまで影響が及んでいるのではないかと報じられているところです。

人の健康への影響としては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系などとの関係が内閣府食品安全委員会で報告されていますが、どの程度の量が体に入ると影響が出るか十分な知見がなく、国際的に基準値の検討が進められています。

議員おただしの本市の状況については、国において、令和2年4月に水質管理目標設定項目にPFOS、PFOAが追加され、同年より原水である紀の川の水と浄水処理後の水道水について、毎年1回検査を実施しています。

結果は、国が定める暫定目標値のPFOS、PFOA合算値で1リットル中50ナノグラム以下に対して、定量下限値5ナノグラム未満であり、水道水としての安全性を確保できている状況です。

加えて、令和6年度から、嵯峨谷、竹尾、杉尾地内の飲料水供給施設についても検査を実施していますが、同様の結果となっています。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君、再質問
ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）画像のほうをお願い
いたします。これが市民会館にかかっている横
断幕であります。皆さんもご存じかと思いま
す。ある日突然、こういう横断幕がかかっ
たので、一体何かな、何事が起こったんか
なと僕自身思ったんですけど、皆さんも急
にかかっておられたんで、何かあったんか
なというような感じを多分思ったと思いま
す。

それで、市内外にPRしていただいております
ということと、この横断幕は市内向けに設置
をしているということです。ご答弁の中で10
月9日からの3日間、神戸市で開催された日
本水道協会全国会議及び水道展において、和
歌山県支部のPRブースで「はしもとの水」
を展示・配布してPRされたということです。
そして、10月20日、SDGsはしもと環境フ
ェア2024のブース出展してPRをされたとい
うことであります。市の内外に対して、いろ
いろな方法でPRをしてくるというのは大変
重要やなというふうに思っております。

そんな中で、答弁の中で利き水チャレンジ
というものをされたというふうなことを今お
聞きしたんですけども、80名以上の方が参
加されたということなんですけれども、その
辺どんな形でそういう利き水チャレンジをさ
れたというのが、もし詳細が分かれば教えて
いただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）利き水チャレ
ンジの詳細についてですが、いわゆる軟水、
軟らかい水と硬い水、硬水、各1種類ずつの
市販のミネラルウォーターと「はしもとの水」
の計3種類を飲み比べてもらい、最後にアン
ケートを実施しました。おいしさ、飲みやす
さの順位をつけてもらった上で、最後に種類

当てにチャレンジしていただきました。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）今ご説明いただいて、
軟水、硬水のミネラルウォーターと「はしも
との水」を飲み比べて、おいしさと飲みやす
さというのを来ていただいた方に順位をつけ
ていただいて、その上にアンケートを行った
ということなんですけど、おいしさ、飲みやす
さについてどのようなアンケートの結果と
いうのが出たのか教えていただけますか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）アンケートは
79名の方が回答をしていただきました。

一つ目のおいしさについては、最も得票が
多かったのが軟らかい水、軟水のミネラルウ
ォーターで30票。そして2位は同数で、「はし
もとの水」と硬水のミネラルウォーターが24
票でした。

そして、二つ目の飲みやすさについても、
最も得票が多かったのは軟水のミネラルウ
ォーターで28票、そして続いて大健闘の「はし
もとの水」が26票、そして硬水のミネラルウ
ォーターが22票という結果になっております。

軟水のミネラルウォーターと多少の差は出
ましたが、「はしもとの水」もおいしく飲みやす
い水であるという評価が出たというふうに
考えております。

なお、種類当て3種類全て正解された方は
23名おりました。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

軟水がやっぱり若干おいしさ、飲みやすさ
が上回っているということで、硬水と「はし
もとの水」というのはほぼ同票というか、お
いしさも皆さんに知っていただいたのかなと
いうふうに思います。水をたくさんいろんな
種類を飲んでいる方であれば、若干のミネラ
ルの違いとか、そういうところも分かるのか

なというふうに思うんですけど、イメージでなくてフラットな状態で目をつぶった状態で飲み比べると、「はしもとの水」の今、部長がおっしゃったような大健闘というか、おいしさというのも来ていただいた方に分かっていたということ、十分証明できたのではないかなというふうに思います。

それで、おいしい「はしもとの水」についてまた再質問を行うんですけども、壇上でもお聞きしたPFOS、PFOAは自然界に存在しない物質であるというふうにご答弁いただいたわけなんですけれども、具体的にPFOS、PFOAというのはどのようなものなのか教えていただけますか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）PFOS、PFOAは、2000年代初め頃まで工業で幅広い用途に使用されておまして、我々の身の回りの製品にも多く使われております。主な使用用途として、PFOSは半導体のコーティングに使われる反射防止剤と言われるものや、あと、消火器などの泡消火剤に使用されておりました。PFOAは、繊維や革製品の撥水加工などに用いるフッ素系ポリマー加工助剤などに使用されておりました。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

半導体のコーティングに用います反射防止剤とか消火器の泡消火剤、また、撥水撥油加工に用いるフッ素ポリマーですね、そういうものに多く使われておったというご答弁ですけども、まさに私たちが生活する上で身近な製品に使われておるなということがよく理解できたわけなんですけれども、そうしたときにやっぱり一番心配なのが、身近な製品に使用されているがために、私たちの身近な環境の中にPFOS、PFOAがこれからも増えていく危険性があるのではないのかなとい

うふうに思うんですけど、その辺どうお考えですか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）日本では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律というのがありまして、それに基づいてPFOSは平成22年から、そして、PFOAは令和3年から製造及び輸入などが原則禁止されています。そして、規制前に製造されたPFOS、PFOAを含む消火装置で泡消火剤を使用している施設に関しては、国で厳格な管理が定められておりますので、PFOS、PFOAが環境中に増える危険性は基本的に低いと考えております。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今ご答弁いただいて少し安心したところで、法律においてPFOS、PFOA、製造・輸入が原則禁止されておるとということ、法律以前に使われておったものにしては、国において厳格な管理が定められておるよということでもありますので、今後、PFOS、PFOAが私たちの環境中に増えていく危険性というのは極めて低いということでもありますので、その辺は一安心したところですよ。

そこで再度お伺いするんですけども、本市の状況の答弁の中で、水質管理目標設定項目と暫定目標値50ナノグラムについて触れられておったわけですけども、それというのはどういったものなのか、少し皆さんに分かるようにご説明いただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）水道水はもとも水道法第4条に基づく健康関連の31項目というものと、生活上支障関連の20項目というのが水道基準に適合しておれば、これで水道水が供給できることとなります。以外にも水道水の安全性の確保に万全を来すことを目

標に、本市ではこれに加えて、任意項目である水質管理目標設定項目も定期的に検査しております。そして、暫定目標値の1リットル中50ナノグラム以下の値というのは、国が令和2年に安全側に立った考え方として設定したものでありまして、体重50キロの人が一生涯にわたってPFOS、PFOAが混入した水を毎日2リッター飲んだとしても、健康に悪影響が出ないと考えられる水準に設定されたものであります。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今ご答弁いただいて、水道法第4条に基づく項目に適合すれば、水は飲料水として供給できるということでありまして。それに加えて、国が要請する水質管理上、留意すべき項目の水質管理目標設定項目について本市では定期的に検査も行っているということで、安全な水であるということと合っていますね。

環境省のホームページに、紀の川に関するPFOS、PFOAを合算した数値が記載されておりました。令和4年度の調査結果ですけれども、橋本市恋野橋地点で2.8ナノグラムと極めて低い数字が出ております。ほかの河川を見ると高いところでは480ナノグラムであったりとか、100ナノグラムとか、そういう高い数字が出ている中で、橋本市が給水している恋野橋地点では2.8ナノグラムと極めて低い数字であるので、さらに給水する側からしても安全な水であるということが証明されたんじゃないのかなというふうに思います。

そして今回質問させていただいて、本市の検査の状況もよく分かり、一安心することができたわけなんですけれども、何よりも蛇口をひねるだけでおいしく安全な水が供給されるというのは本当にありがたいなというふうに感じます。常日頃それが当たり前になっておりますので、そのありがたさってなかなか

感じることはできないんですけど、日々そういう検査もしていただいている中で、管路なんかもしっかり検査している中で、蛇口をひねっておいしい水が出るというのはほんまにありがたいなというふうに感じます。

また、本市では費用をかけて紀の川の取水権を取得しているわけなんですけれども、その点については賛否いろいろあるんですけども、このことが橋本市の水の安全性にもつながっているんじゃないのかなというふうに再認識させていただきました。

今後、また人体に影響を及ぼす新たな物質なんかも発見されることもあるかもわかりません。引き続き、情報収集なんかもしっかり行っていただきたいというふうに思います。そして、「はしもとの水」を市民が安心安全に飲むことができるよう、今後も努めていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の一般質問は終わりました。

順番12、10番議員の質問に入る前に、参考資料を配付するため、暫時休憩をいたします。

（午後2時27分 休憩）

（午後2時28分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

順番12、10番 垣内君。

[10番（垣内憲一君）登壇]

○10番（垣内憲一君）お疲れさまでございます。議長からお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

今回も二項目で、1、あやの台北部用地造成工事における事実確認について。

令和6年3月8日に橋企誘第170号により市により抗議を受けたが、8か月経過し、市

が認識している事実と必ずしも事実ではなかったことが判明し、誘致決定企業の撤退や黒い排水などの影響が出ている。

1、橋企誘170号による指摘事項について、当局が当時の認識と現在の認識で違う内容があれば説明してください。

なお、9項目めのデータ改ざんについては、工事全体を指して言ったものです。

2、根株混入による造成工事の工期の遅れはないということですが、実際には根株混入確認のために行った宅盤掘削調査と盛土の品質確認を怠っていたことによる再調査は何日要しましたか。それは工期遅れの大きな要因ではないですか。

3、鉄鋼スラグ混合RC-40は受注者から工事使用材料承諾願の提出を受け、承認し、認証したとありますが、県の認定リサイクル品としては下層路盤台としての利用しか登録されていないと聞いています。千葉県で国道工事では、路盤材としてしか使えない鉄鋼スラグを用途外に使用したことで水質汚染が生じ、撤去した事例がありますが、本市の使用は適正でしょうか。

4、事業地の暗渠管から黒くて、硫黄の温泉みたいな臭いがする、または黒い排水が出ていますが、鉄鋼スラグによる影響はあるのではないですか。事業地は岩倉池、落合川の上流にあり、農業用水、水道水などの心配の声が聞こえています。安全安心のために水質確認をしっかりと、説明責任を果たすべきではないでしょうか。

5、一旦誘致が決定した後、撤退に至った企業があり、その理由に「用地造成時の不具合が判明しており」とホームページに記載されております。これは今回の案件による被害ではないですか。その後、土地は売れましたか。責任はどこにありますか。

2項目め、施工業者に対しての責任追及(裁

判・処分)について。

あやの台北部工業団地造成工事について、私が前回行った一般質問でも、業者が技術提案した内容を履行しなかったことや、その技術提案による加点がなければ落札者が変わっていたことなどが答弁され、驚きを隠せません。

企業誘致は多額の税金を投入した本市の看板事業であり、仮に、何も処分がされないのであればあしき前例をつくってしまうこととなると思いますが、市としては市民や誘致企業に安心安全を担保する責任があり、不適切な工事を行った施工業者には毅然とした対応が必要で、これこそが橋本市の信用につながると考えています。業者処分についてお聞きしたい。

以上2項目、よろしく申し上げます。

○議長(森下伸吾君)10番 垣内君の質問項目1、あやの台北部用地造成工事における事実確認に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長(三浦康広君)登壇〕

○経済推進部長(三浦康広君)あやの台北部用地造成工事における事実確認についてお答えします。

一点目の令和6年3月8日付、橋企誘第170号「令和6年3月定例会における議員発言への抗議及び内容確認」の文書についてですが、市としては、当時と現在の認識に変わりはありません。ただし、根株の混入率は当時調査段階であったため0.028%でしたが、最終結果は0.024%となっております。また、9項目めのデータ改ざんの件については、文脈からは、鉄鋼スラグ再生碎石の書類を書換えたのご指摘と認識したため、「事実は確認していない」との本市の認識をお伝えしましたが、今回ご指摘の工事全般についても改ざんの実実は確認していません。

二点目の根株混入等の再調査に要した期間についてですが、根株の混入があったことに対する調査は主に令和5年8月から令和6年6月、盛土の品質の調査及び是正は令和5年9月から令和6年7月、盛土法面の強度確認調査は令和6年1月から令和6年5月にそれぞれ実施していますが、これらの調査が要因となった工期の変更契約は行っていません。

三点目の鉄鋼スラグ混合RC-40の使用は適正かについてですが、鉄鋼スラグ混合RC-40は、あやの台北部工業団地の開発事業において、道路の下層路盤や路床部分に使用しています。

この材料は、議員おただしのとおり和歌山県のリサイクル製品として認定されており、製品の用途は下層路盤材となっていますが、和歌山県の基準では用途外へ使用することに対して制限がかかるものではないため、下層路盤以外にも使用しています。また、本製品については、環境安全品質基準の適合品ということもあり、使用については適正であったと判断しています。

四点目の事業地の暗渠管からの黒い排水についてですが、令和6年6月の降雨の後、黒い水が確認されたため、すぐに現地にて水を採取し専門機関にて検査したところ、僅かではありますが基準を超過する項目が確認されましたが、人体に影響を与える数値ではありませんでした。なお、重金属についても基準値内であったため、鉄鋼スラグの影響はないと考えています。今後についても経過観察のため継続して検査を行い、住民の不安を払拭できるよう努めていきたいと考えています。

五点目の撤退企業が出ている責任の所在及びその後の販売状況についてですが、まず責任の所在については、9月市議会定例会でもお答えさせていただいたとおり、今回のあやの台北部造成事業の実施主体は本市であり、

当然ながらその責任があると考えています。また、撤退については企業内において総合的に判断された結果であり、土地の不具合も一因にはあると想像はできますが、全ての原因であるとは当該企業からは伺っていません。

次に、撤退を表明した企業に販売予定であった用地の状況ですが、現在、1区画について申込みを頂いております。また、他の空き用地につきましても関心を持つ企業がおられますので、早期に用地完売をめざします。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

議案38号のこの資料に関してはみんなにも見てもらいたいなと思ったんで、僕、今回発言させてもらって、資料として配っていただきました。

まず、鉄鋼スラグRC混合をなぜ使用したのか。許可を出したというのは市が許可を出したと聞いているんですけど、何で使ったのか教えていただきたいです。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）割と主立ったところで上下水のほうで使っておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

受注者のほうから、工事使用材料承諾願というのを提出を受けまして、市のほうで環境安全品質基準を満足していること、そして県産品であることを確認して、承諾して使用しておりますのでございます。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

私も調べさせていただきましたが、そのとおりでございます。

そしたら、そのスラグ混合、どこに使っておられますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）先ほども申し上げましたが、主に下水道の雨水工事の埋め戻しに使用しております。その中で舗装の下面から1メートルの部分に当たる路床と言われる部分があるんですけども、こちらに鉄鋼スラグ混合RC-40を使用しております。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

カルバートで排水、かなりの距離があると聞いて、何業者か入札で取ってはるというのは聞かせていただいたんですけども、埋め戻しに鉄鋼スラグRC混合を使っているのは何社ございますか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）工区が10工区ありまして、請負業者は9業者になります。そのうち5業者が使用しております。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

5業者がそのスラグを使っていると。ほんで、あと使っていない業者が5業者あるわけなんですけど、何でそれを使わないのか教えてもらいたいんですけど。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）要は残りの4業者になるんですけども、いわゆる工事使用材料承諾願というのが提出されませんでした。それを使用せんとするという方向でしたので、当然、現場でも使用されていないというような状況になります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

そしたら、鉄鋼スラグRC混合を使ったら、市としてどんなメリットがあるんですか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）この鉄鋼スラグ混合RC-40に関しましては、締固め性状に優れておりまして、埋め戻しの作業性が向

上します。そして、埋め戻し後の建設車両の走りやすさの指標となるトラフィカビリティというんですけども、これも向上するメリットがあつて、それが工期短縮にも寄与するというような形になります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

説明はよく分かるんですけども、逆に言うたら早く締まるということは、それだけ固くなるさかいに、今度工事をするとき大変じゃないのかなというのは、そういうのは感じております。

次に四点目の事業地内の暗渠管から黒い排水が出ているんですけども、鉄鋼スラグがどこの都道府県でも使ってもかめへんという、見ておったらあちこちで許可は出ているんですけども、結果、水質に関してあまりええような答えが、答えというか後でトラブっているようなことが多いんですけども、橋本市としても黒い水が出ているのが心配なんで、水質もちゃんとこれからはそんなんをやらしてもらえ用意とかはさせていただいているんでしょうか。私ももちろん前回、水質検査には立ち会わせていただいて、ありがとうございます。ちゃんとやってくれているのは分かっているんですけども、今後どんな感じでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

これまで水質調査につきましては4回しておりまして、前3回というのは施工業者がしています。それが5月30日、6月28日、7月23日で行っておるんですが、今も出ましたが、議員に立会いいただいて11月15日にも実施しております。これは前回の鉄鋼スラグの件、それから黒水の件が出ましたので、当然地元住民に対してご心配というか不安を与えたらいけないなというところで実施されておしま

して、数値はかすかにあるんですが、人体に影響があったり農作物に影響があったりという状況にはないということです。

今後につきましても、黒い水が出るとやっぱり地元としても心配というのがございますので、できる限り調査を継続して、不安というのは払拭していきたいと、そういうふうと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

実は、私、この鉄鋼スラグでいろんなどういったトラブルが起こっているかというのをネットで調べて、専門的にというか、それでいろいろやってはる岐阜大学の先生のほうに連絡をさせていただいて水質のことを聞かせていただいたんですけども、鉄鋼スラグRC混合、後々酸化して水質が濁ってくるとか、そういったことが出てくるというのが、必ずしも県とか、そこは許可は出しているけども、実際水質としたら水質基準内からオーバーするというので、この先生はスラグを撤去させたりとか、裁判をやったりとか、いろいろやっている方なんですけど、「そういった問題が出てくるから、長期的に水質の管理だけをお願いします」ということで言われていますので、行政がこれぐらいでいけると言うてしまったら何でもいけるといふふうになってしまうので、やっぱり橋本市の水はさっき11番議員も、橋本市の水はええということで聞かせてもらっていますので、その期待に沿えるように、これからも水質のほうはちゃんとやっていただきたいと思います。

また、先日出た、私も一緒に立会いをさせてもらった検査も出たら、また地域の皆さんにも公表してあげて、安心やでということだけ。とにかくその近くに行ったら温泉みたいな臭いがするんですよ。今やったら20メータ

ーか30メートルぐらいほどの距離、水源と言ったらええんか、排水口の20メートルか30メートルぐらいのところまで行ったら臭いがするぐらいやったけど、その前は100メートルぐらいのところまで行ったらつんとするような臭いやったんで、だんだん臭いも薄まってきて地元の人らも安心はしていますけども、でも、雨が降ったら、この間も私も一緒に立会いをさせてもらったときに、「この間の雨が降ったらまた水が黒くなって、黒い水たまりができてった」とかわざわざ言いに来てくれていたんで、そういった不安を取り除いていただきますようよろしくお願いします。

次に、撤退を表明した企業に販売予定であった区画に関して、1区画が申込み済みとなったと答弁を聞き、本当におめでとうございます。私らもうれしいです。そのほかの空き地についても関心を持つ企業がいるとのことですが、現在、申込み済みの区画や空き区画数の現状はどうなっていますか。早期完売に向けて実施していただける企業誘致の取組みなどがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、分譲区画15区画、あやの台北部用地にあるんですけども、現在そのうち8区画が申込み済みとなっております状況で、空き区画は残り7区画という状況でございます。

あと、取組みについてなんですけども、早期完売に向け、企業誘致活動に精通した日本立地センターへのアンケート調査、これは毎年行っておるんですが、こういう調査を依頼して、企業の直接訪問や金融機関、ゼネコン等との情報交換等を行った上で広くアンテナを張り、企業情報を収集するということとしております。さらに今後も、引き続き積極的に企業誘致活動を行いまして、早期完売に向

けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、施工業者に対しての責任追及（裁判・処分）に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）施工業者に対しての責任追及についてお答えします。

9月議会の一般質問でお答えしましたが、入札参加資格停止基準に基づき適正に対応すべく、現在も関係機関と継続した協議を重ねているところです。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）何回も聞かせてもらってるんですけども、関係機関と協議を行っているとの答弁ですが、関係機関とはどなたというか、どういう団体の方ですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）弁護士や和歌山県と協議しておるということになります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。弁護士もおられるんですね。

今この一般質問、6月、9月と6か月経過するんですが、いつをめどにその結果が出るか教えていただけますか。

○議長（森下伸吾君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）9月議会でもお答えしましたけれども、この案件、非常に難しい案件でして、市の内部の組織に入札業者の選定審査会というのがあるんですけども、そちらのほうで先ほど言いました関係機関との意見も含めながら協議を重ねてきました。それで、内部の一定の方針、結論が出ましたの

で、内部の手続きをしました後に、結論をまた公表していきたいというふうに考えておりますので、近々といいますか、1週間以内には公表できるかなというふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）実は私、今回のあやの台北造成工事の不具合について撤退された企業に、僕なりに議員としての謝罪と、撤退された理由を聞くために電話させていただきました。企業さまは、「県と市の職員は本当に丁寧に説明していただき、土地の不具合に関しては問題ないだろうと思いましたが」ということでお返事いただいたんですが、「でも、不具合があったことが判明した以上、会社としても第三者を入れて確認しなくてはならない。そうするとスケジュールが後ろ倒しになることが避けられないから今回の決断に至った」というのが私への説明でございました。このような撤退理由を関係機関の方からは分かってくれとるんかなと思って。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

9月の定例会のほうでもご説明させていただきましたが、企業のほうからご説明いただきまして、この内容につきましては南海、それから和歌山県、橋本市、共有する形で認識はしております。ただ、企業から出ている情報というのは当然IR情報等を通じてホームページに載せさせていただいておりますが、それが全てというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

僕、前にもお話しさせてもらったけど、企業って、会社というのは次に会社を出すとなくなったときはほんまに命がけというか、いろん

なことを調べて、これはどないしていった、これはどないしたって、ほんまに計画は立てとるけども不安との中で進出という形になつとると思うんです。みんなに分かりやすく言おうと思ったら、これ、自分の家やったら、自分がお金を出す家やったらこれでええかということなんですよ、私にしたら。そこがこの問題に対して職員の皆さんも、仕事に関係しとった人らかって、そこら辺、職員は一生懸命やってくれとると僕も聞かせてもらっていますけども、そこら辺をやっぱりほんまに分かってほしいというか、結局、前回は説明いただきましたけども、もしそうやって売れ残った場合は市民の税金から払っていくということになるということは、俺が「家を建ててくれへんか」と言って、家が例えばおかしくなってしまうと、ほんでまた工事をやって、自分でお金を払ってそれを直すみたいな、私の説明がどうか分からへんけども、ほんまにそういったこと、みんな今生活も物価が高騰して本当に大変な方がいっぱいおるとするのは僕、聞かせてもらっています。その中でもやっぱり税金というのは払っていかなあかんのよね。そやけど、その税金を我々が皆さんとどういった形で、みんなにどうしたら喜んでもらえるかというのを考えてくれとるのは十分僕、分かっていますよ。分かってくれとるけども、払うほうにもその気持ち、これは税金でやってもらっている仕事やというのは分かってももらえるような、みんなが分かってももらえるようなまちになったらええなというのが僕のほんまの気持ちでございます。

今回もまた同じことを言わせてもらおうんですけども、私の議員としての職務・職責は橋本市の発展と橋本市民の不安、不信、そして不満を少しでも解消し、笑顔あふれる元気なまちをつくるのも仕事と考えていますので、市当局におかれましては、今後とも切実に対

応よろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君の一般質問は終わりました。

この際、3時15分まで休憩をいたします。

（午後2時59分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、12番 小林君。

[12番（小林 弘君）登壇]

○12番（小林 弘君）皆さま、改めましてこんにちは。お聞きしたら本日ラストということで、頑張ってまいりたいなと思っております。

先般から9月、サマーボール、よかったです。そこから12月議会までに大きな催物が、9月22日は橋っ子祭り、11月10日、まなびの日、そして先般、11月16、17と、まっせ・はしもと～柿まつり～、本当に盛大に開催され、たくさんの来場者があったということで、関係各部の皆さま、本当にご尽力いただきましたこと、そして市民の皆さまのご協力があったことだと思っておりますので、感謝を申し上げたいと思います。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

大きく一つでございますが、森林環境譲与税並びに本市の林業振興ということで、森林環境譲与税並びに本市の林業振興について伺いをいたします。

森林には国土の保全・水源の維持・地球温暖化の防止・生物多様性の保全など、様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしてくれています。

しかし、林業の担い手不足や所有者の境界が分からなくなった土地によって、経営管理や整備に支障を来しており、森林の機能を十分に発揮させるため、間伐などの適切な森林整備が課題となっております。

また、2015年に採択されたパリ協定の目標達成に必要な地方財源を安定的に確保する必要から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和6年度から国内に住所を有する国民に対して、一人当たり年間1,000円の森林環境税が国税として課税されています。徴収された森林環境税は、その金額が森林環境譲与税として都道府県及び市町村に譲与されています。

なお、森林整備が緊急の課題であることから、森林環境譲与税は令和元年度から前倒しで譲与されております。

そこでお伺いをいたします。

一つ目です。これまで橋本市にどれぐらいの譲与税があったのか。また、その活用はどのようにされたのか。

2、今後、橋本市は森林環境譲与税を活用してどのように林業振興を図るのかという質問になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君の質問、森林環境譲与税並びに本市の林業振興に対する対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）森林環境譲与税並びに本市の林業振興についてお答えします。

一点目のこれまで橋本市にどれぐらい譲与税があったのか、また、その活用はどのようにされたのかについてお答えします。

森林環境譲与税は、森林の整備などを目的として、令和元年度より都道府県と市町村に

譲与が始まり、県、市への配分にあたっては人口、林業就業者数、私有林人工林の面積で金額が決定します。

本市への森林環境譲与税の配分金額は令和元年度の788万円から始まり、年々増加し令和5年度には2,496万2,000円となりました。令和5年度末までの合計金額は9,249万8,000円となっています。

森林環境譲与税の活用目的は、森林の整備や人材の育成、木材の普及啓発などで、本市においては森林の整備を進めるため、森林所有者に対し意向調査を実施しているほか、森林の間伐等に関する補助を実施しています。

また、令和4年度からは橋本市産材を利用した木製玩具を製造し、4から5か月健診で乳幼児に配布するなど、木育についても推進しています。

今年度さらに地元の木工職人、デザイナーと協力し、新しい木製玩具の開発を進めており、家族で木製玩具を使い遊ぶことで、木に対して興味を深めていただければと考えています。

二点目の今後、橋本市は森林環境譲与税を活用してどのように林業振興を図るのかについてですが、令和元年度より取り組んでいる森林経営管理事業では、市内全域の私有林の現況を順次調査し、森林所有者に対して森林管理の意向調査を行っています。この意向調査を令和12年度までの約10年間で行い、最終的に市内全域の森林について適切な管理方法による森林整備につなげていきたいと考えています。

森林は計画に基づいた管理により間伐を行うことで、手入れ不足で鬱蒼としていた森林の中に光が入り、下草や樹木の成長が促されます。これらの樹木が強く根を張ることで、森林が本来持っている災害や土砂崩れを防ぐ機能、雨水を地中に浸透させる機能など多面

的な機能が発揮されることとなります。

また、森林を整備することで、ここ数年餌を求め里山に下りてきている鳥獣の餌場となることも期待され、里山における農作物への被害を減らす一助になればと考えています。

一方で、森林でも他の業種同様に後継者不足が課題となっており、人材の育成がなかなか進まないといった現状があります。今後は森林環境譲与税の活用はもちろん、地域おこし協力隊も併せて活用することで、林業振興に取り組む人材の育成を進めたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君、再質問ありますか。

12番 小林君。

○12番（小林 弘君）部長、どうもありがとうございます。ご答弁ありがとうございました。

そのご答弁の中に、ここ数年餌を求めて鳥獣の被害というのはこの近辺というんですね、僕の家近くの小学校から直線距離で100メートルのところにもかなりの鹿であったりイノシシであったり、ニホンカモシカまで見ることもありました。それでこういう税金を使ってしっかりと山のほうに整備していただきたいということで、再質問のほうに入らせていただきます。

令和6年度の森林環境譲与税はいくらとなりましたか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）令和6年度の森林環境譲与税の譲与額になるんですけども、こちらは3,320万7,000円の予定。これは単年度ですけども、となっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）森林環境譲与税は今後も譲与されていく予定になっておりますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）森林環境譲与税、森林環境税が原資になっておるんですけども、森林環境税は令和6年度から市町村民税の均等割で1,000円ということで課税されておるんですが、期限が設定されておりませんので、基本的に今後も続くというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

先般も和歌山県知事がしっかりと森のほうをそういう整備をしていくと言っておるのをお聞きしましたね。

現在開発を進めている木製の玩具とはどういったものですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）先ほど壇上答弁でさせていただいた現在開発を進めている木製玩具なんですけども、5センチ四方程度の立方体の木の2面にカラフルな絵が描かれたものが9個で1セットというふうになったもので、その側面を一つを二つに割ってあって、絵合わせのようにできるように、そういう玩具にしています。子どもにとってはパズルとか家族で遊ぶ用やとか使えるようになっていきますので、家族みんなで遊んでいただけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

続きます。現在、森林経営管理事業の意向調査はどの辺りまで進んでいますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）森林経営管理法に基づく意向調査のほうなんですけども、令和2年度から本年度実施しております、市内全体で59地区に割って進めておるんです。

が、現在14地区の調査を行いました。調査内容につきましては、所有者の森林の経営の管理の状況と、また経営管理ができていない場合に、森林経営管理法に基づく市での管理委託を希望するかなどの意向調査を実施しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

続きます。現在、林業に関わっている方はどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

現在林業に関わっている方なんですけど、和歌山県の木材業者等登録簿によりますと、市内では6事業所、30名程度というふうになっています。過去に比べるとかなり減っているような状況になっております。今後は地域おこし協力隊を活用するなど、若い方で林業と地域農業に携わっていただける人材の確保について進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

地域おこし協力隊というお話が出ましたが、以外での人材の確保についてはどのように進めてまいりますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）人材の確保についてのおただしなんですけども、和歌山県には林業での就職をめざす人のために、研修のためのコースや研修期間の生活費を支援する制度があります。生活費、だいたい年142万円支援してくれるようです。状況としまして、大事なのは財源として補助金があること

も大事なんですけど、そもそも林業に携わりたい方をどれだけ確保するかというのが大事やというふうに考えております。

本市としましては、数年前、5年ぐらい前になるんですが、大阪の移住相談をシティプロモーション課の関係でしたときに、どうしても林業をやりたいという方の相談がありました。この方は今橋本市へ来られて、森林組合こうやのほうでも従事しとるという状況もありました。そういう方をできるだけ拾えるような状況をつくって、林業に従事したい、半林半Xでもいいと思うんですけど、従事したいという方を増やして、できるだけ市内の森林というのを整備していけたらなというふうに、なかなか難しいと思うんですが、と考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）それは今お一人、大阪から来られているんですか。

○経済推進部長（三浦康広君）はい。

○12番（小林 弘君）お幾つぐらいの方が分かりますか。それは分かりませんか。そしたら結構です。

今作られている玩具は、僕らはあまり見たことがないんで、そういうのも今後また見せていただきたいなというのはあるんですけども、それは見せていただけることは可能なんかな。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）この間、私も試作品をまだ確認しただけなので、手元があれば見ていただくことは可能やと思いますし、間もなくできると思いますので、できましたらまた披露したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）先ほどの5センチ角の

ものと、もう一個あるのかな、ほかに。これだけですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）木製玩具については、以前のものとは変わったのが今説明させていただいたものなんですけど、以前は市内の事業者にご協力いただきまして、木の箱の中に三角とか丸とかの形があって、そこにその形に応じた木のおもちゃを入れていくような玩具でした。あと、木の卵といいまして、卵型に木を削って、それをプールみたいにして遊べるようなものもごございます。できるだけ木に親しんでいただこうということで、そういうことをやっておるといふ状況でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

まだまだこれからしっかりとやっていかなあかん事業になってくると思いますので、質問に対してはこれで終わりますけども、最後に締めさせていただきます。

令和6年度より年間1,000円の森林環境税が個人住民税に併せて徴収をされています。橋本市では、これまでも森林環境譲与税を活

用した林業施策を実施していただいています。が、今後、森林環境税の徴収に合わせ、活用方法はさらに市民の注目されることになると思います。お金、税金を取られておるといふことですね。森林の持つ多面的な機能の理解を広く市民に広げていただきまして、森林の整備の必要性と木材の普及啓発、人材育成について今後も取組みを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明12月4日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（午後3時33分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 森下伸吾
3番議員 岡本喜好
17番議員 石橋英和